
第2期 玉野市

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

玉 野 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の社会的背景	1
2. 近年の主な政策動向	3
3. 計画の位置付け	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定方法	5
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	7
1. 人口等の動き	7
2. 子育て支援施設や事業等の状況	13
3. アンケート調査結果の概要	20
第3章 本市における子育て支援の課題と方向性	32
1. 妊娠・周産期・乳幼児期における支援	32
2. 親子の健康づくりと食育	32
3. 子育て支援サービス等	33
4. 家庭と仕事の両立	33
5. 地域による子育て支援	34
6. 多様な家庭環境に対する支援	34
7. 子どもと子育て家庭に配慮した環境	35
8. 子どもの成長を促す支援	35
9. 子どもの教育環境	35
第4章 子育て支援の基本的な考え方	36
1. 基本理念	36
2. 基本目標と取り組み方針	36
第5章 施策の展開	38
【基本目標1】 健やかに産み育てられる環境づくり	38
1. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援	38
2. 親子の健康づくりと食育の推進	40
【基本目標2】 子育てと仕事の両立	41
3. 多様な子育て支援サービスの充実	41
4. ワーク・ライフ・バランスの推進	43
【基本目標3】 地域で安心して子育てできる環境づくり	46
5. 子育てを応援するまちづくり	46
6. きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実	48
7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	51

【基本目標４】 子どもの生きる力の育成.....	54
8. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	54
9. 教育環境の充実	56
第6章 子育て支援施設・事業の整備方針.....	58
【1】 子ども・子育て支援新制度の概要.....	58
1. 制度の目的.....	58
2. 施設や事業等について.....	58
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	60
4. 保育の必要性の認定区分	62
【2】 教育・保育提供区域の考え方	63
1. 教育・保育提供区域とは	63
2. 区域設定の考え方.....	63
3. 本市における区域設定の考え方	63
【3】 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について.....	64
1. 教育・保育事業の実績値及び見込量（総括表）.....	64
2. 地域子ども・子育て支援事業の実績値及び見込量（総括表）	65
【4】 提供体制の確保の内容等	66
1. 幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制.....	66
2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制.....	69
第7章 計画の推進にあたって	78
1. 関係機関等との連携.....	78
2. 計画の達成状況の点検・評価.....	78
3. 市民の参画や地域との連携.....	78
資料編	79
【1】 玉野市子ども・子育て会議設置要綱.....	79
【2】 玉野市子ども・子育て会議委員名簿.....	80

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の社会的背景

我が国の少子化は急速に進行しており、平成28年の合計特殊出生率は1.44となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、令和元年10月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

そして、同年11月には、貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指すことを目的に「子どもの貧困対策に関する大綱」が改訂されました。

本市では、これまで平成22年3月に「新たまの子育てプラン（玉野市次世代育成支援行動計画）後期計画」、平成27年3月に「玉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、玉野市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

子ども・子育て関連3法

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
3. 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズにも基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

2. 近年の主な政策動向

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じます。

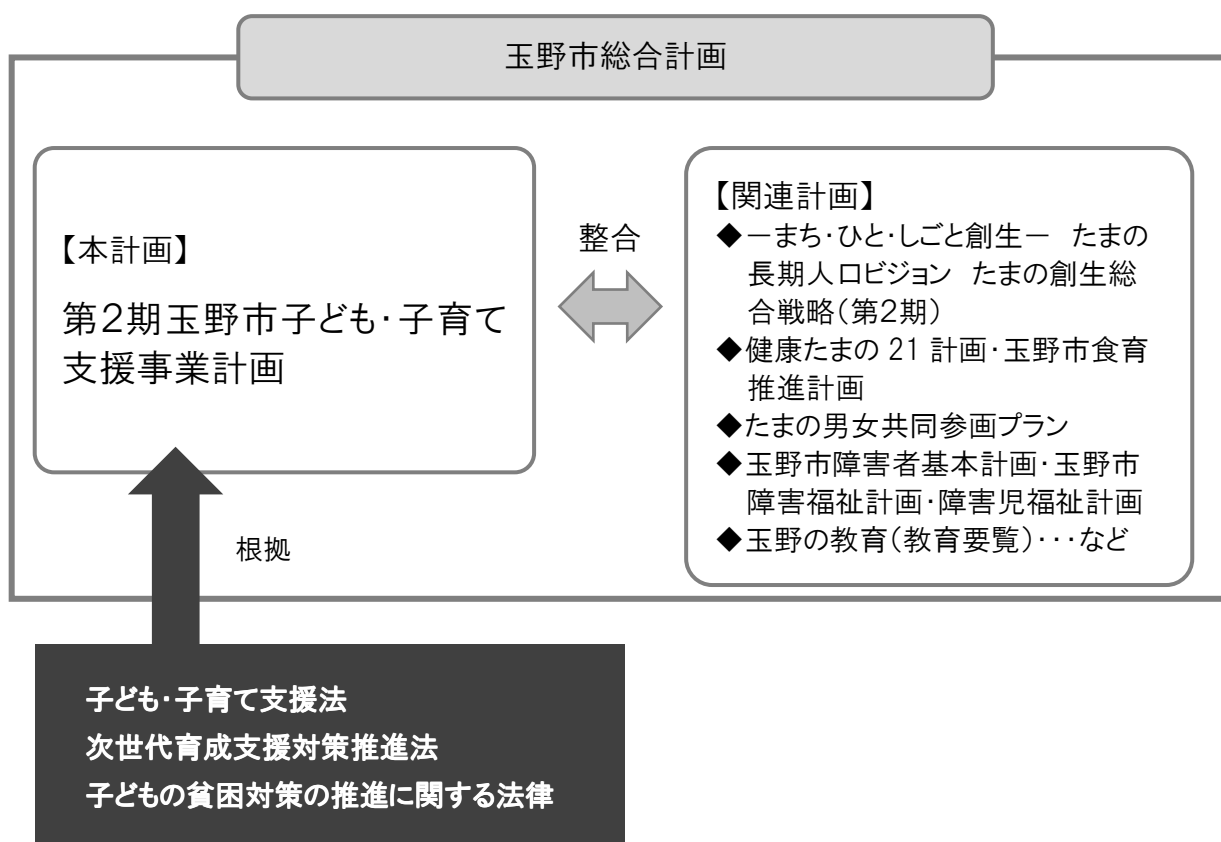
3. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「市町村計画」として位置付けられます。その上で、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付（幼稚園や保育所などへの入所支援）」及び「地域子ども・子育て支援事業（子育て支援のための施策や事業）」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。

本計画は、上位計画である「玉野市総合計画」をはじめ、「健康たまの 21 計画・玉野市食育推進計画」「たまの男女共同参画プラン」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

■本計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。令和6年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを行い、令和7年度からの次期計画につなげます。

(年度)								
平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第1期		第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画						
						見直し	次期計画	

5. 計画の策定方法

(1) 玉野市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたっては、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「玉野市子ども・子育て会議」に諮り、専門的見地から意見をいただきました。

◆玉野市子ども・子育て会議の開催経緯◆

実施期日		主な審議内容
第1回	令和元年 5月27日(月) 午前10時～	・委員長及び副委員長の選出 ・子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について
第2回	令和元年 9月30日(月) 午前10時～	・第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査アンケート結果について ・第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画策定に係る骨子案について
第3回	令和元年 12月2日(月) 午前10時～	・第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
第4回	令和2年 2月17日(月) 午前10時～	・第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画(案)について他

（２）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズを的確に反映するため、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

（３）子育て支援団体ヒアリング調査の実施

市内の子育て支援関係団体の皆さまから、活動状況や課題、要望等をうかがうため、ヒアリング調査を実施しました。

（４）保育士座談会の実施

保育士の担い手の確保に向けて、市内の保育所及び認定こども園の保育士等の意見交換を通じて、現状と課題を把握し、今後の取り組みに関するアイデア等を集約するために開催しました。

（５）玉野市子ども・子育て支援事業計画の検証と評価

玉野市子ども・子育て支援事業計画に基づき実行している様々な子育て支援施策や取り組みについて検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めました。本計画は、それぞれの取り組み内容の検証・評価を踏まえ、策定しています。

（６）パブリックコメントの実施

ホームページなどにおいて計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

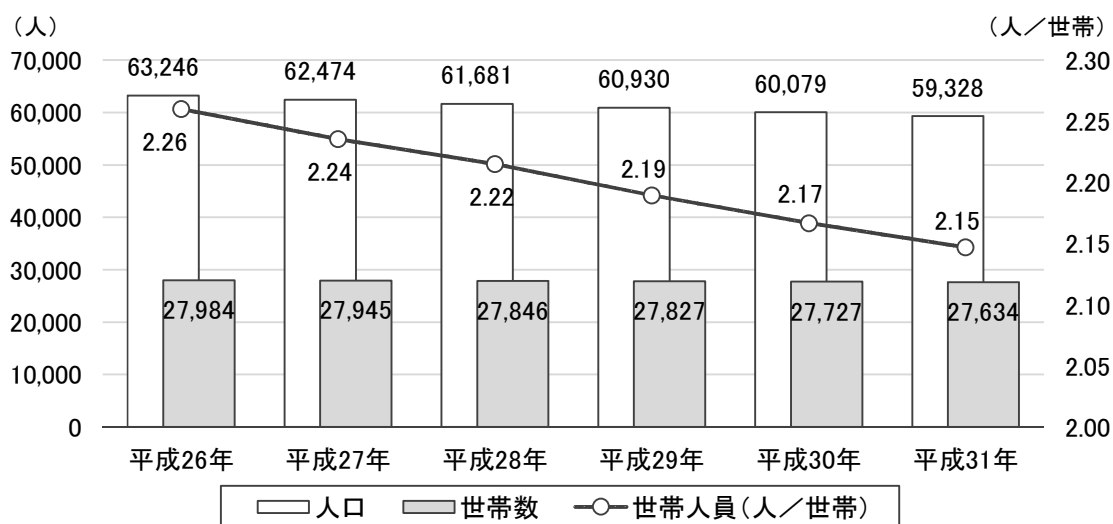
1. 人口等の動き

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成31年3月末現在で59,328人と、6万人を下回り減少傾向で推移しています。

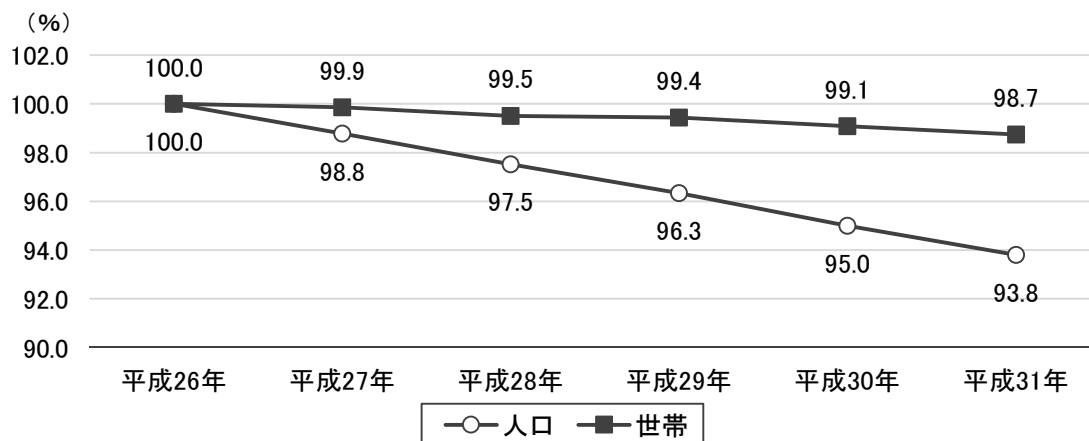
世帯数は微減で推移しており、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成26年の2.26人から平成31年では2.15人と、緩やかに小家族化傾向が進んでいます。

◆人口・世帯数の推移◆



資料：住民基本台帳（各年3月末）

◆平成26年を基準(100.0)とした場合の増減率の推移◆



資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡の差からみる「自然動態」は死亡者数が出生者数を上回る自然減で推移しています。また、転入、転出からみる「社会動態」についても、転出者数が転入者数を上回る社会減で推移しています。

平成 31 年では、自然動態がマイナス 506 人、社会動態がマイナス 210 人であり、合計 716 人の人口減少となっています。この人口減少数は、前年に比べて少なくなっています。

◆人口動態の推移◆

単位:人

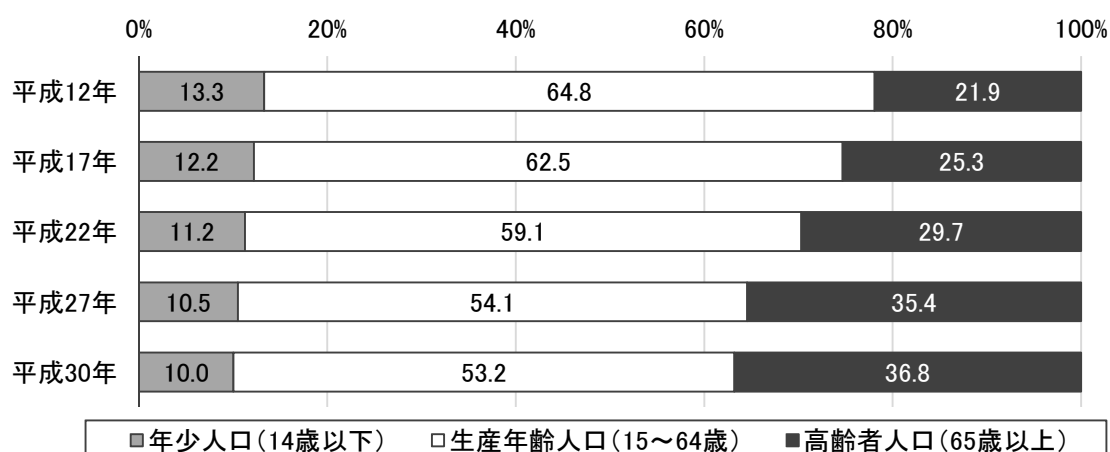
	自然動態			社会動態			人口動態
	出生者数	死亡者数		転入者数	転出者数		
平成 26 年	362	847	-485	1,447	1,771	-324	-809
平成 27 年	421	818	-397	1,489	1,771	-282	-679
平成 28 年	398	875	-477	1,489	1,761	-272	-749
平成 29 年	353	909	-556	1,514	1,708	-194	-750
平成 30 年	354	818	-464	1,417	1,773	-356	-820
平成 31 年	329	835	-506	1,545	1,755	-210	-716

資料:住民基本台帳(各年3月末)

(3) 年齢別人口構成

本市の高齢化率は増加傾向で推移しており、平成 27 年では 3 割を超え、平成 30 年では 36.8%と、3 人に 1 人は高齢者という状況となっています。一方、14 歳以下の年少人口は微減で推移しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

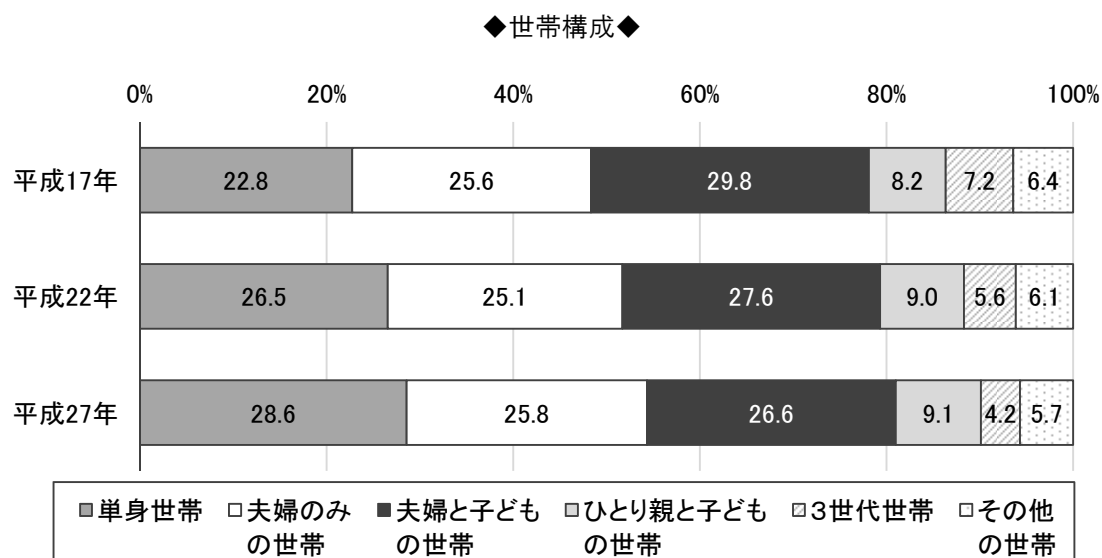
◆年齢3区分別人口構成比の推移◆



資料:国勢調査、平成 30 年は住民基本台帳

(4) 世帯構成の状況

世帯構成をみると、平成 22 年と比べて平成 27 年では「夫婦と子どもの世帯」や世帯人員が多い「3 世代世帯」が減少し、「単身世帯（単身世帯）」や「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子どもの世帯」などで増加がみられます。

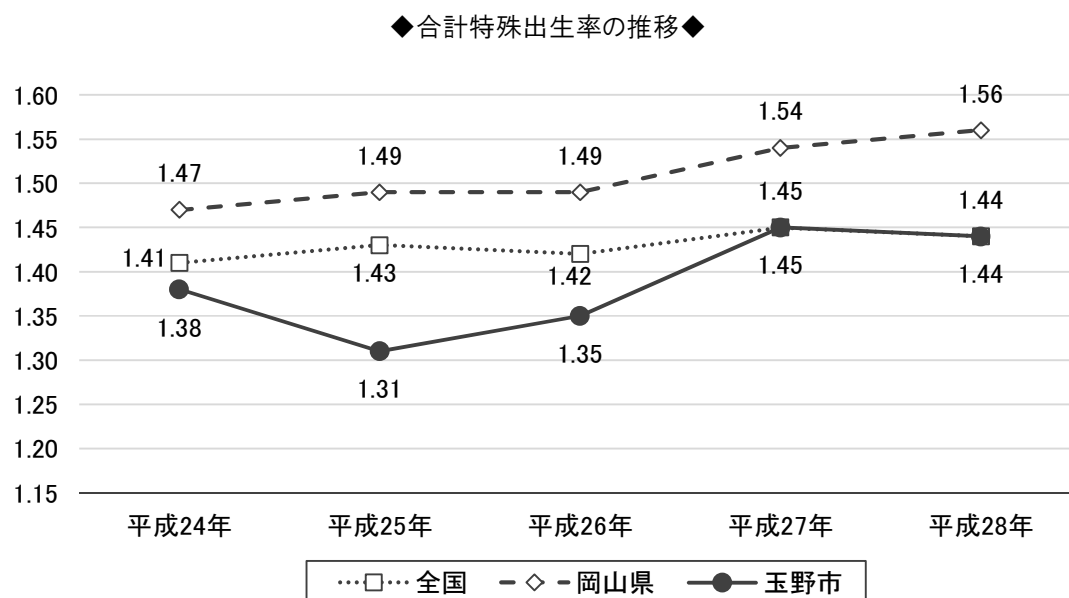


資料：国勢調査

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15～49 歳までの女性が産む子どもの数の平均）をみると、平成 25 年にかけて減少していましたが、以降上昇し、平成 28 年では 1.44 となっています。

岡山県平均と比べて低く、全国と同程度の水準となっています。

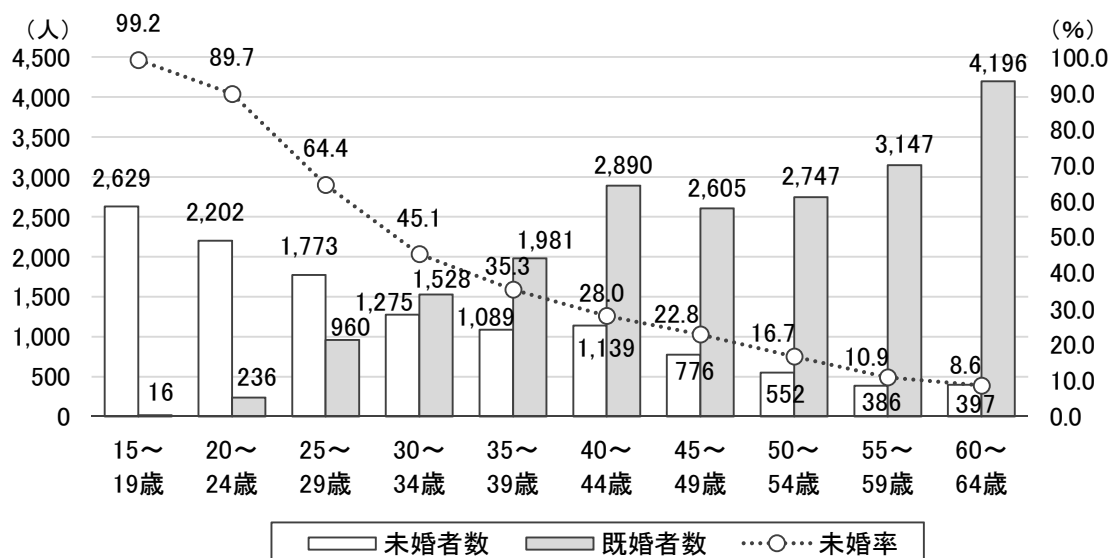


資料：国勢調査

(6) 婚姻の状況

本市の未既婚者数を年齢別にみると、30～34歳の年齢層で既婚者数が未婚者数を上回っています。未婚率の減少が大きい20歳代後半から30歳代前半が婚姻の中心的年齢層である状況がうかがえます。

◆年齢別未既婚者数と未婚率◆

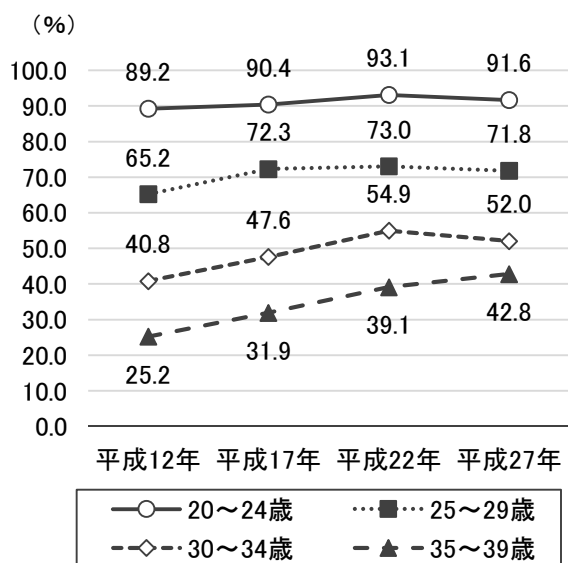


資料:平成27年 国勢調査

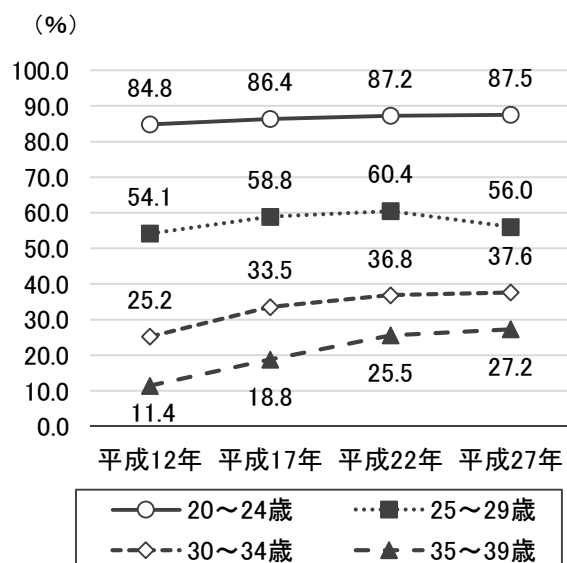
男女別の未婚率の推移でみると、男性では平成22年から平成27年にかけて未婚率が減少している年齢層が多いなかで、35～39歳の年齢層の未婚率が上昇しています。女性では、25～29歳を除く年齢層において未婚率が上昇しています。

男女ともに30歳代後半でも未婚率の増加がみられ、晩婚化の進行がうかがえます。

◆男性の年齢別未婚率の推移◆



◆女性の年齢別未婚率の推移◆

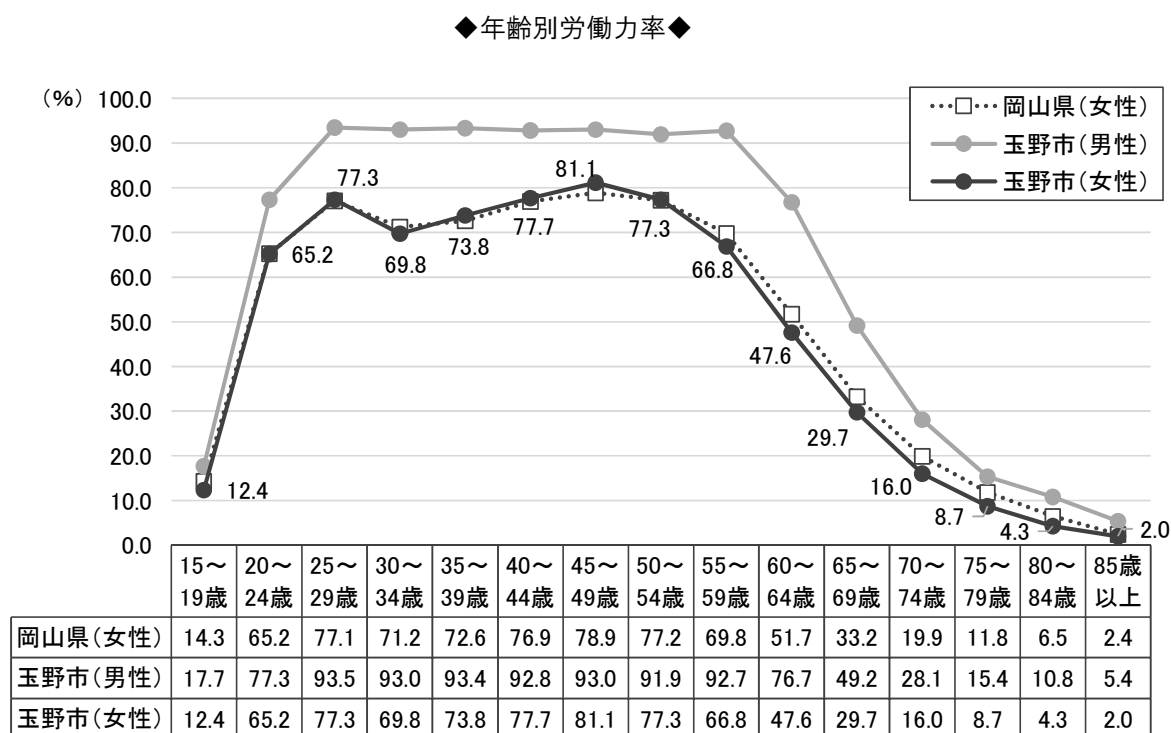


資料:国勢調査

(7) 年齢別労働力率

本市における女性の労働力率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦減少し、その後、再び上昇をみせるいわゆる「M字カーブ」の状況にあります。

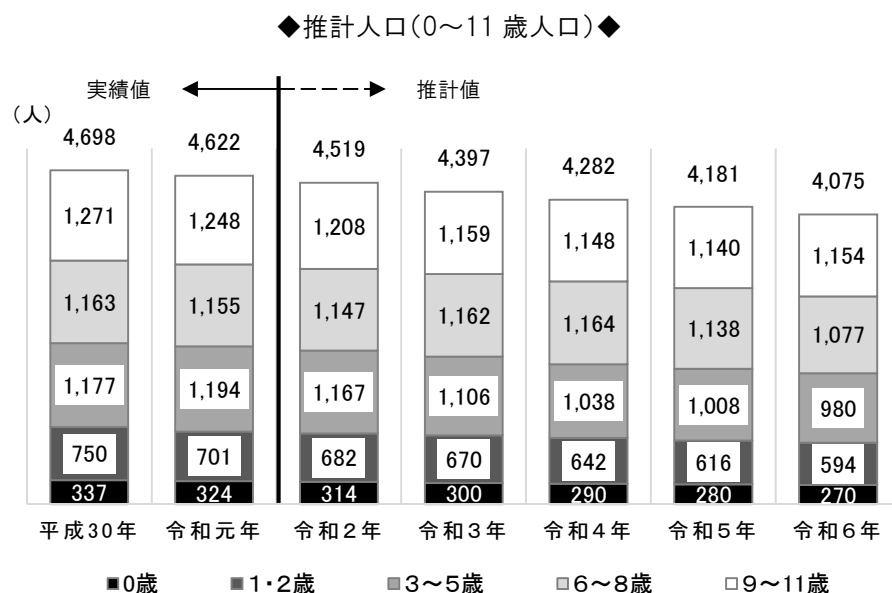
女性の労働力率は30歳代後半から40歳代では岡山県の平均を上回っており、共働き世帯も比較的多いことがうかがえます。



資料:平成 27 年 国勢調査

(8) 推計人口（0～11 歳人口）

推計人口は、住民基本台帳各歳別人口を用いて、コーホート変化率法※で算出しています。
本市の総人口は、令和6年で4,075人と推計され、令和元年から約550人の減少が見込まれます。



※コーホート変化率法…過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	← 実績		推計 →			
	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0 歳	337	324	314	300	290	280
1・2歳	750	701	682	670	642	616
3～5歳	1,177	1,194	1,167	1,106	1,038	1,008
6～8歳	1,163	1,155	1,147	1,162	1,164	1,138
9～11 歳	1,271	1,248	1,208	1,159	1,148	1,140
0～5歳	2,264	2,219	2,163	2,076	1,970	1,904
6～11 歳	2,434	2,403	2,356	2,321	2,312	2,278
0～11 歳	4,698	4,622	4,519	4,397	4,282	4,181

2. 子育て支援施設や事業等の状況

(1) 子育て支援施設の状況

① 保育所の現状

◆ 保育所の状況 ◆

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数(園)	12	11	10	9	8	6
定員(人)	1,240	1,170	1,160	1,100	960	810
入所児童数(人)	1,163	1,103	1,056	1,079	988	832
施設充足率(%)	93.8	94.3	91.0	98.1	102.9	102.7

※施設数及び定員については、紅陽台ちどり保育園を除く。

資料：庁内資料(各年 4 月 1 日現在)

◆ 年齢別入所児童数の推移 ◆

保育所	平成 26 年			平成 31 年			入所児童数 (b)の増減 (%)
	児童人口 a(人)	保育所入 所児童数 b(人)	入所児童 割合(%) c=b/a	児童人口 a(人)	保育所入所 児童数 b (人)	入所児童 割合(%) c=b/a	
0歳	359	34	9.5	324	41	12.6	20.5
1歳	411	157	38.2	340	123	36.2	-21.7
2歳	397	191	48.1	361	158	43.8	-17.3
3歳	398	232	58.3	411	173	42.1	-25.4
4歳	404	266	65.8	403	169	41.9	-36.5
5歳	437	283	64.8	380	168	44.2	-40.6
合計	2,406	1,163	48.3	2,219	832	37.5	-28.5

資料：庁内資料(各年 4 月 1 日現在)

◆ 保育所別入所児童数 ◆

		定員 (人)	年齢別児童数(人)							施設 充足率 (%)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
公立	田井保育園	100	1	9	12	20	17	13	72	72.0
	宇野保育園	70	0	6	10	9	8	12	45	64.2
	和田保育園	70	0	12	5	9	6	5	37	52.9
	渋川保育園	70	0	4	8	10	13	7	42	60.0
私立	築港ちどり保育園	230	16	32	51	45	45	58	247	107.4
	槌ヶ原ちどり保育園	270	18	48	59	60	58	50	293	108.5
	紅陽台ちどり保育園	270	6	12	13	20	22	23	96	35.6
合計		1,080	41	123	158	173	169	168	832	77.0

資料：庁内資料(平成 31 年 4 月 1 日現在)

②幼稚園の現状

◆幼稚園の状況◆

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数(園)	7	7	7	7	6	6
定員(人)	650	630	630	630	550	550
入園児童数(人)	342	313	325	306	293	276
施設充足率(%)	52.6	49.7	51.6	48.6	53.3	50.2

資料：庁内資料(各年 4 月 1 日現在)

◆年齢別入園児童数の推移◆

幼稚園	平成 26 年			平成 31 年			入園児童数 (b)の増減 (%)
	児童人口 a(人)	幼稚園入 園児童数 b(人)	入園児童 割合(%) $c=b/a$	児童人口 a(人)	保育所入所 児童数 b (人)	入所児童 割合(%) $c=b/a$	
3歳	398	121	30.4	411	95	23.1	-21.5
4歳	404	100	24.8	403	94	23.3	-6.0
5歳	437	121	27.7	380	87	22.9	-28.1
合計	1,239	342	27.6	1194	276	23.1	-19.3

資料：庁内資料(各年 4 月 1 日現在)

◆幼稚園別入園児童数◆

	定員(人)	年齢別児童数(人)				施設充足率 (%)
		3歳	4歳	5歳	合計	
田井幼稚園	100	23	23	23	69	69.0
宇野幼稚園	80	9	18	10	37	46.3
和田幼稚園	80	8	8	11	27	33.8
日比幼稚園	80	8	7	6	21	26.3
荘内幼稚園	130	33	30	27	90	69.2
荘内南幼稚園	80	14	8	10	32	40.0
合計	550	95	94	87	276	50.2

資料：庁内資料(平成 31 年 4 月 1 日現在)

③認定こども園の現状

◆認定こどもの現状◆

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数(園)	1	2	3	3	4	6
定員(人)	70	210	290	290	470	620
入園児童数(人)	57	166	243	274	369	484
教育利用	10	28	49	59	81	71
保育利用	47	138	194	215	288	413
施設充足率(%)	81.4	79.0	83.8	94.5	78.5	78.1

資料:庁内資料(各年 4 月 1 日現在)

◆認定こども園の年齢別入園児童数◆

	定員 (人)	利用種別	年齢別児童数(人)							施設 充足率 (%)	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
玉 認定こども園	70	教育利用	—	—	—	6	1	4	11	50	71.4
		保育利用	0	4	9	6	9	11	39		
玉原 認定こども園	180	教育利用	—	—	—	5	3	4	12	112	62.2
		保育利用	8	13	14	21	23	21	100		
大崎 認定こども園	90	教育利用	—	—	—	1	1	0	2	75	83.3
		保育利用	6	10	9	16	18	14	73		
八浜 認定こども園	100	教育利用	—	—	—	5	8	9	22	90	90.0
		保育利用	0	12	10	22	11	13	68		
サンマリン 認定こども園	140	教育利用	—	—	—	3	11	8	22	133	95.0
		保育利用	4	17	18	24	26	22	110		
鉾立 認定こども園	60	教育利用	—	—	—	1	1	0	2	24	40.0
		保育利用	0	1	3	2	6	10	22		
合計	640	教育利用	—	—	—	21	25	25	71	484	75.6
		保育利用	18	57	63	91	93	91	413		

資料:庁内資料(平成 31 年 4 月 1 日現在)

④小学校の現状

	1～3年生(人)				4～6年生(人)			合計 (人)	
	1年生	2年生	3年生		4年生	5年生	6年生		
田井小学校	63	44	63	170	48	56	66	170	340
築港小学校	16	19	18	53	9	9	16	34	87
宇野小学校	34	36	28	98	32	34	24	90	188
玉小学校	14	13	14	41	20	20	15	55	96
玉原小学校	23	20	28	71	32	41	23	96	167
日比小学校	23	16	17	56	23	24	29	76	132
第二日比小学校	17	21	17	55	20	32	28	80	135
荘内小学校	122	125	116	363	120	110	120	350	713
八浜小学校	30	31	27	88	23	29	27	79	167
大崎小学校	20	14	9	43	22	12	15	49	92
後閑小学校	4	4	3	11	11	8	7	26	37
山田小学校	9	8	15	32	13	15	13	41	73
胸上小学校	14	13	12	39	12	13	17	42	81
鉾立小学校	5	11	12	28	18	16	15	49	77
合計	394	375	379	1,148	403	419	415	1,237	2,385

資料：庁内資料(平成 31 年 4 月 1 日現在)

⑤玉野市幼保一体化等将来計画

本市では、平成 25 年度に、少子化による園児数の減少や施設の老朽化、また国の制度見直し等、本市を取り巻く環境の変化を勘案しながら、本市における幼保一元化等の望ましいあり方についての方向性を「玉野市幼保一体化等将来計画」として取りまとめています。

今後も状況に応じて随時見直しを行っていく予定です。（矢印以下は、取り組みの結果を示しています。）

地区	保育園	幼稚園	計画の進め方	
			短期	中長期
田井	田井	田井	・現状維持	・幼保一体化を研究・検討
宇野 築港	築港ちどり		・現状維持	
	宇野	宇野	・宇野幼稚園で幼保一体化を検討 → 違う方法での一体化を検討	
玉 玉原	玉認定こども園			
	玉原	玉原	・現「玉原保育園」で幼保一体化を検討 → 玉原幼稚園の閉園及び玉原認定こども園の開設（平成 30 年 4 月）	・玉認定こども園の園児数の動向を注視し、玉・玉原地区の施設の統合を研究・検討
和田	和田	和田	・現状維持	・統合の枠組みの研究・検討（幼/幼、保/保、幼/保）
日比	渋川	日比	・現状維持	
荘内	紅陽台ちどり	荘内	・紅陽台ちどり保育園は、現状の通り。槌ヶ原保育園は平成 26 年度から民設民営化。幼稚園に保育園機能を付加した認定こども園への移行を検討 → 槌ヶ原ちどり保育園の開設（平成 26 年 4 月）	・荘内幼稚園と荘内南幼稚園の統合を研究・検討 → 荘内南幼稚園の園児数の状況に応じ、統合を検討
	槌ヶ原ちどり	荘内南		
八浜	八浜		・保育園に幼稚園機能を付加した認定こども園への移行を検討 → 八浜認定こども園の開設（平成 28 年 4 月） → 大崎認定こども園の開設（平成 31 年 4 月）	・2園の統合を研究・検討
	大崎			
山田	後閑		・保育園に幼稚園機能を付加した認定こども園への移行を検討 → 後閑保育園の閉園（平成 29 年 4 月） → サンマリノ認定こども園の開設（平成 27 年 4 月） → 鉾立認定こども園の開設（平成 31 年 4 月）	・統合の枠組みの研究・検討
	サンマリノ			
東児	鉾立			

※本表は計画策定時（平成 26 年 2 月）の表をもとに作成しています。

(2) 子育て支援事業の実施状況

①特別保育事業（延長保育・一時預かり・休日保育）

延べ利用人数(人/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
延長保育事業	351	320	541	586
一時預かり保育事業	774	718	1,110	725
休日保育事業	19	84	110	87

②幼稚園における預かり保育事業

延べ利用人数(人/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
預かり保育	542	327	336	244

③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

延べ利用人数(人/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	22,429	22,872	18,697	20,008

④病児保育事業

延べ利用人数(人/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
病児・病後児保育事業 (玉野市民病院)	171	276	217	236

⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
会員合計(人/年)	427	428	428	440
依頼会員(人/年)	266	269	268	283
両方会員(人/年)	23	22	22	22
提供会員(人/年)	138	137	138	135
延べ利用人数(人/年)	1,674	1,019	623	594
実利用者数(人/年)	47	37	52	48

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施か所数(か所)	17	17	17	17
利用者合計(人/年)	567	596	606	623
1～3年生	413	442	455	481
4～6年生	154	154	151	142

⑦乳児家庭全戸訪問事業（全戸訪問）

訪問人数(人/年)		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
乳児家庭 全戸訪問事業	実施数	370	383	355	317
	実施率(%)	100.0	100.0	99.7	100.0

※各年度、前年度 12 月から当該年度 11 月までを集計期間としている。

⑧妊婦健診

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受診者延べ人数(人/年)	4,531	4,229	4,173	3,924
受診率(%)	74.4	76.8	80.5	76.0

⑨養育支援訪問事業

母子関係訪問件数(件/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
養育支援訪問事業	484	603	384	433

⑩地域子ども楽級・児童館

利用者数(人/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
地域子ども楽級	8,034	6,556	5,831	5,977

児童館来館者数(人/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
乳幼児	4,964	5,065	3,862	4,393
小学生	2,244	2,889	2,401	2,817

⑪ひとり親家庭等医療費助成

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
対象者(人/年)	608	611	544	545
延べ利用件数(件/年)	7,769	7,804	7,240	7,011

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

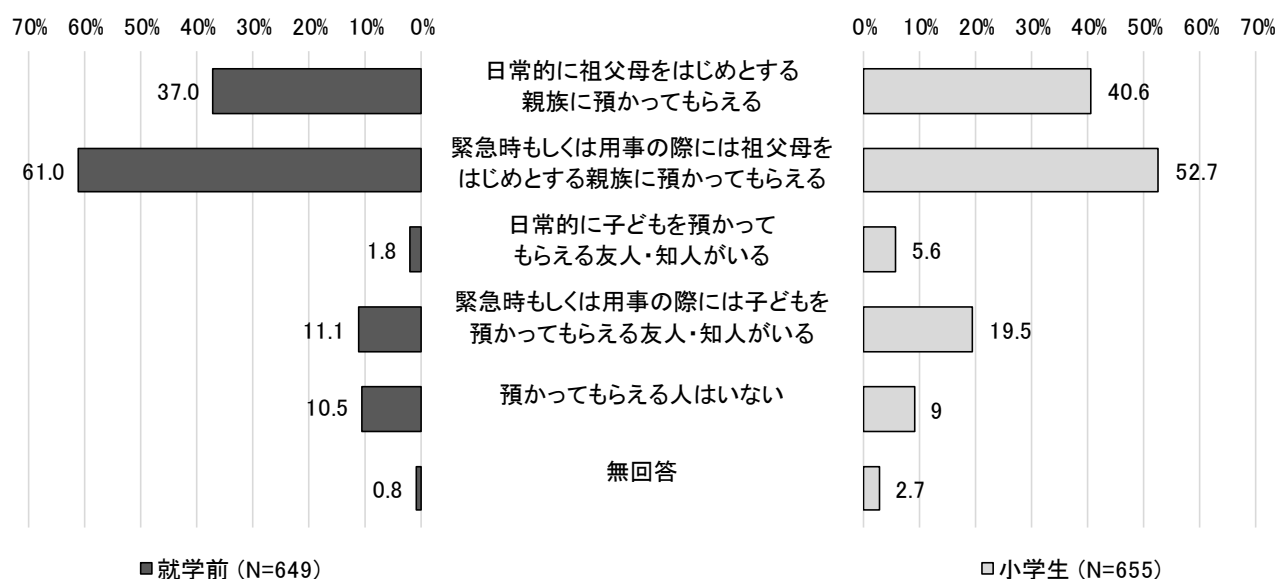
	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査地域	玉野市全域	
調査対象	市内在住で就学前児童(0～5歳)のいる世帯	市内在住で小学生児童のいる世帯
調査数	800	800
調査方法	・幼稚園・保育所(園)・認定こども園を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収	・学校を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収
有効回収数	649	655
有効回収率	81.1%	81.8%

※グラフ及び表のN数は有効標本数（集計対象者総数）、(SA)は単数回答の設問、(MA)は複数回答の設問を表しています。

(2) 調査結果

①親族等からの支援の状況

就学前、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母をはじめとする親族に預かってもらえる」が5割以上で最も高く、次いで「日常的に祖父母をはじめとする親族に預かってもらえる」が3割台後半～4割台で続いています。

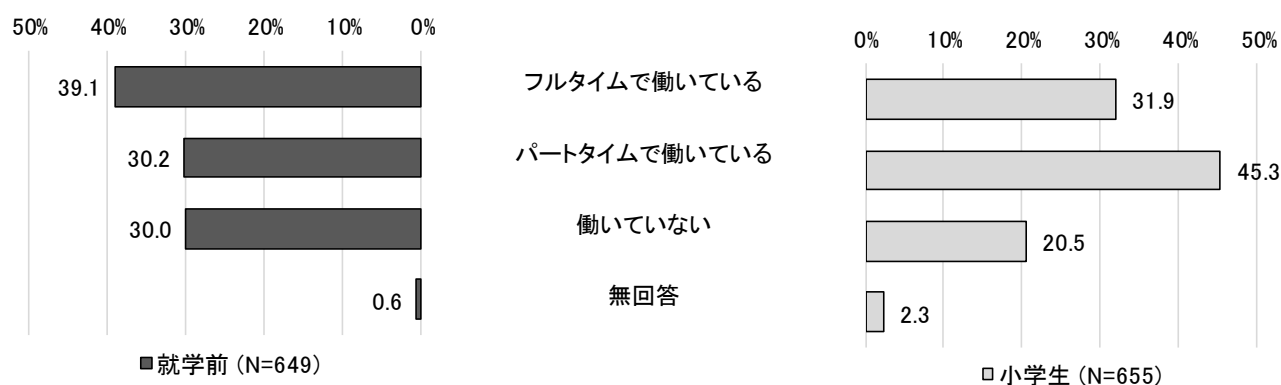


②保護者の就労状況について

◆【母親】(現在の就労状況)◆

就学前では、「フルタイムで働いている」が39.1%で最も高く、次いで「パートタイムで働いている」が30.2%となっています。

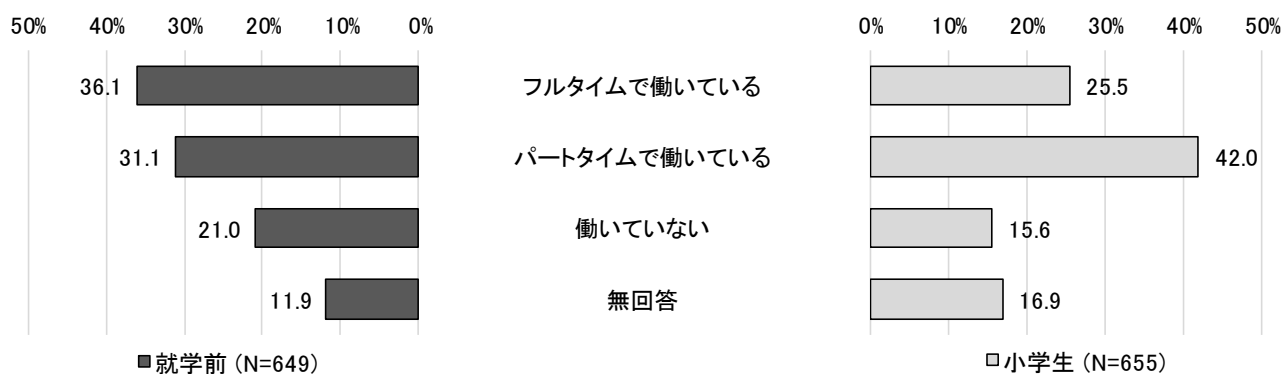
小学生では、「パートタイムで働いている」が45.3%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が31.9%となっています。



◆【母親】(1年後の就労希望)◆

就学前では、「フルタイムで働いている」が36.1%で最も高く、次いで「パートタイムで働いている」が31.1%となっています。

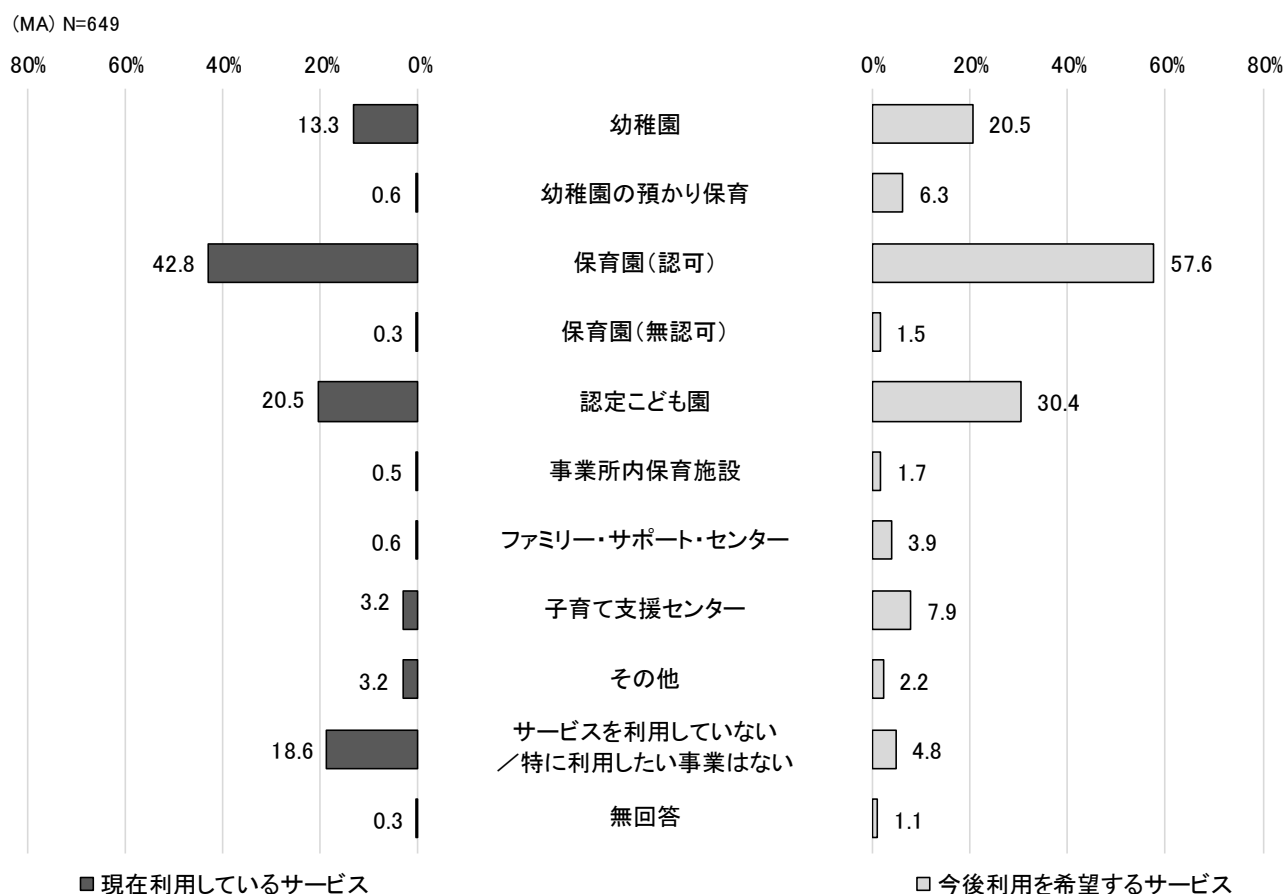
小学生では、「パートタイムで働いている」が42.0%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が25.5%となっています。



③お子さんが平日に利用しているサービスについて

現在利用しているサービスでは、「保育園（認可）」が42.8%で最も高くなっています。次いで、「認定こども園」が20.5%、「サービスを利用していない」が18.6%が続いています。

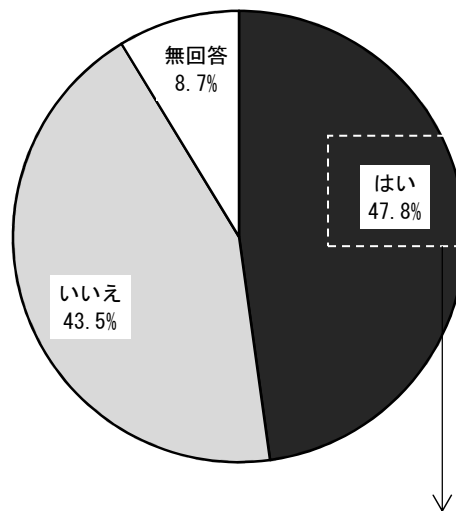
今後利用を希望するサービスについては、「保育園（認可）」が57.6%で最も高くなっています。次いで、「認定こども園」が30.4%、「幼稚園」が20.5%が続いています。



④幼稚園の強い利用希望について【幼稚園利用の上で保育サービスの利用も希望する方】

幼稚園の利用希望を前提にその他の保育サービスの利用も希望する方で、特に幼稚園の利用を希望する方は47.8%、そうでない方は43.5%で拮抗しています。

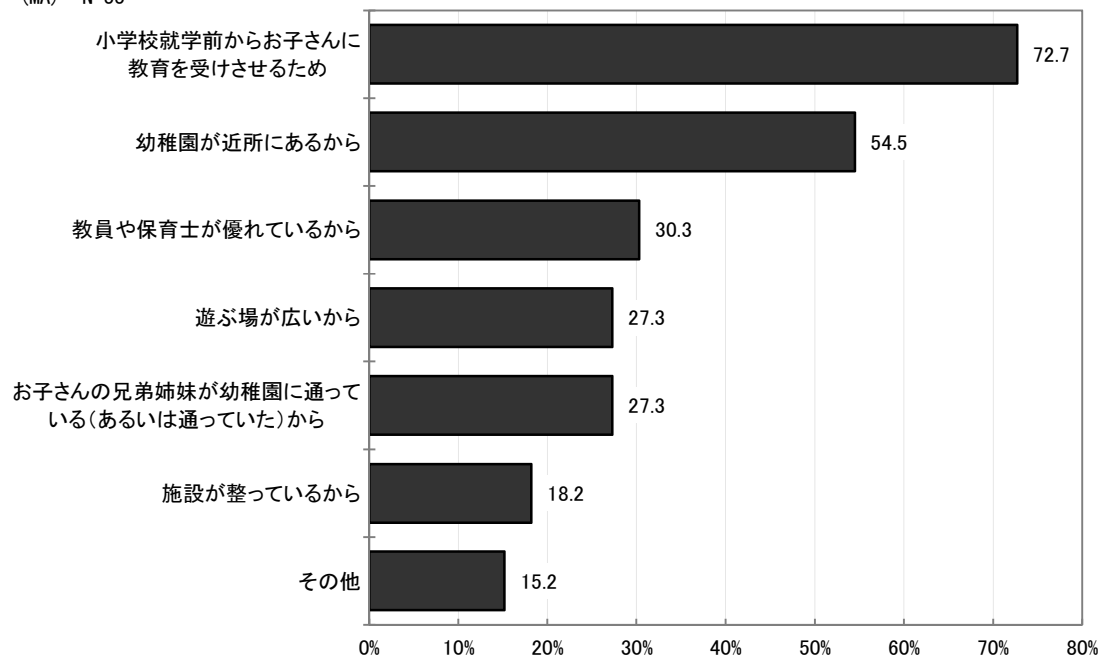
(SA) N=69



⑤特に幼稚園の利用を希望する理由（一部抜粋）

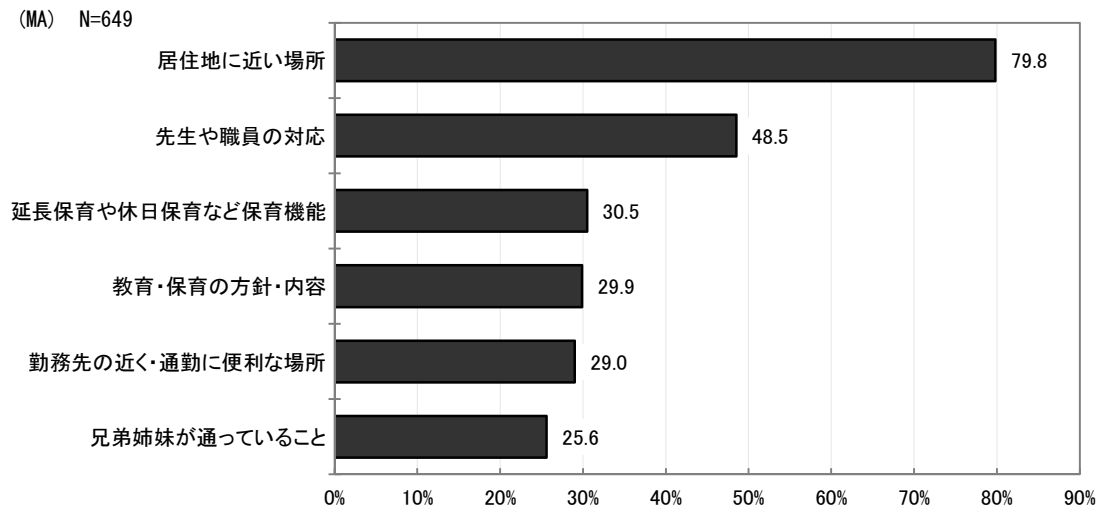
「小学校就学前からお子さんに教育を受けさせるため」が72.7%で最も高くなっています。次いで「幼稚園が近所にあるから」が54.5%が続いています。

(MA) N=33



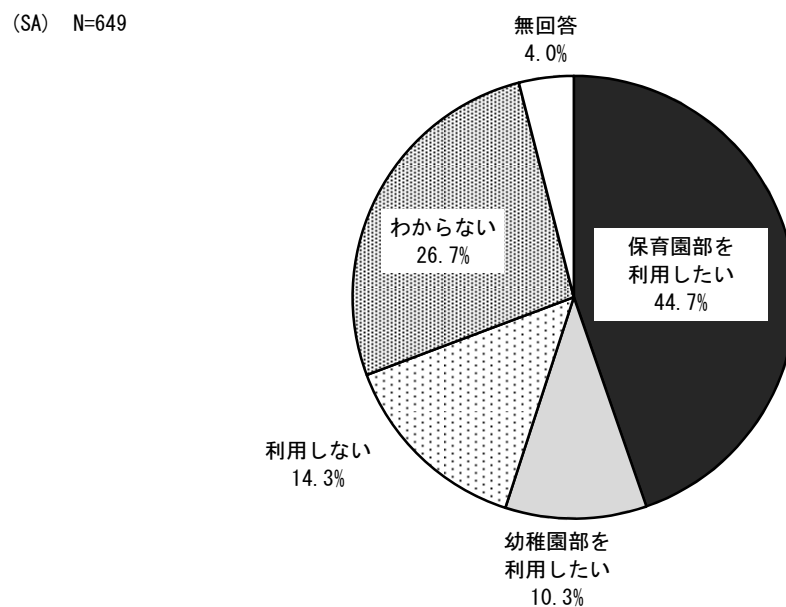
⑥幼稚園や保育園などのサービスを選ぶときに特に重視すること（一部抜粋）

「居住地に近い場所」が79.8%で最も高くなっています。次いで「先生や職員の対応」が48.5%、「延長保育や休日保育など保育機能」が30.5%が続いています。



⑦近くに「認定こども園（幼保一体化施設）」ができれば利用したいと思うか

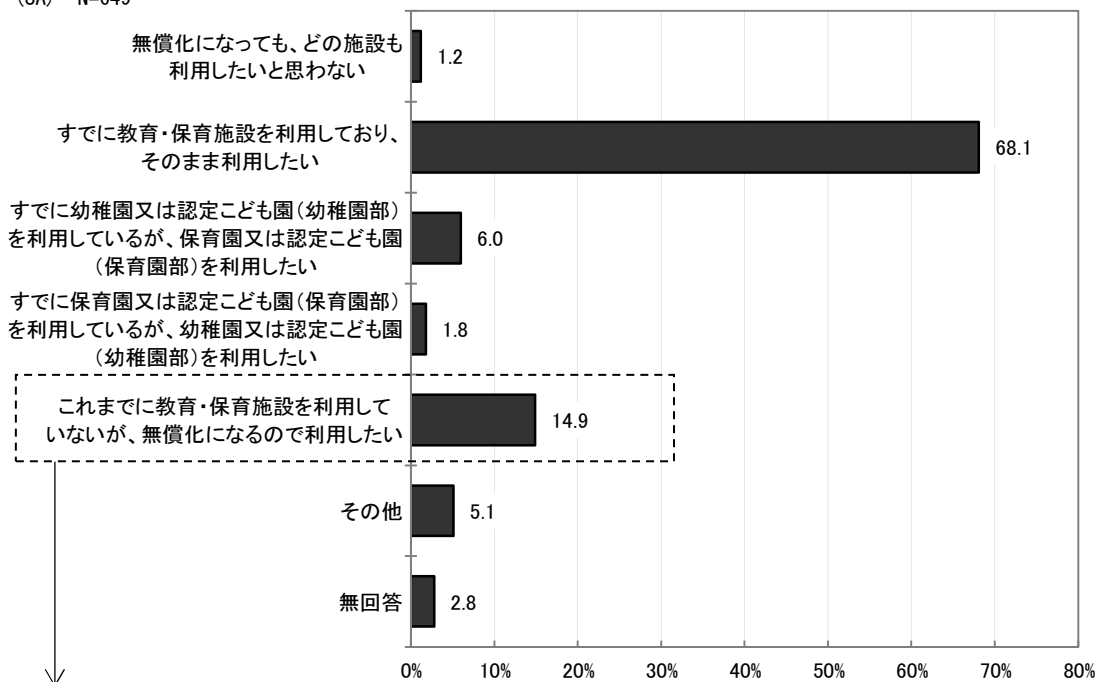
「保育園部を利用したい」が44.7%で最も高く、次いで「わからない」が26.7%、「利用しない」が14.3%が続いています。



⑧幼児教育・保育が無償化された場合、どの教育・保育施設や事業を利用したいか

「すでに教育・保育施設を利用しており、そのまま利用したい」が68.1%で突出しています。「これまでに教育・保育施設を利用していないが、無償化になるので利用したい」が14.9%が続いています。

(SA) N=649

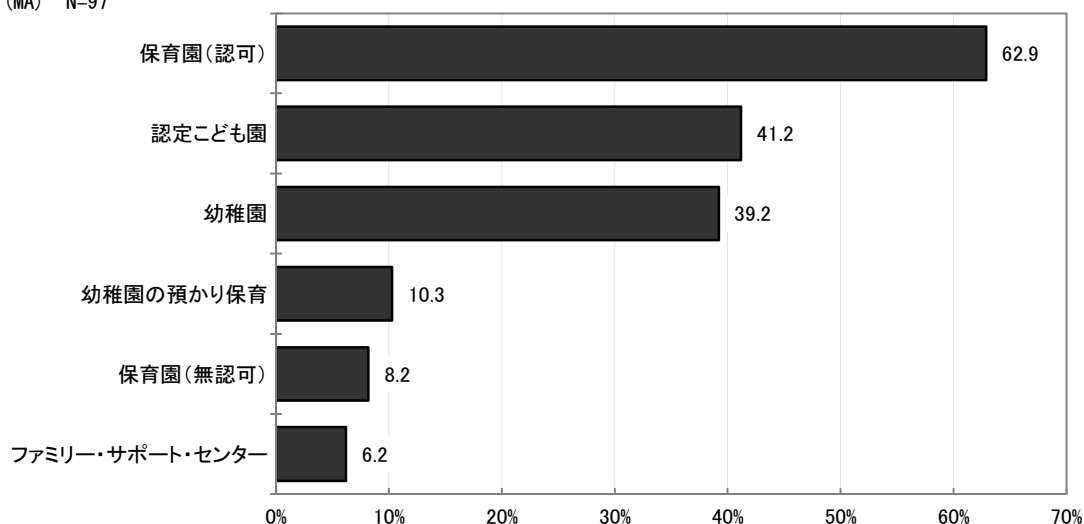


⑨利用したい教育・保育施設や事業について（一部抜粋）

【これまで利用していないが、無償化になるので利用したいと回答した方】

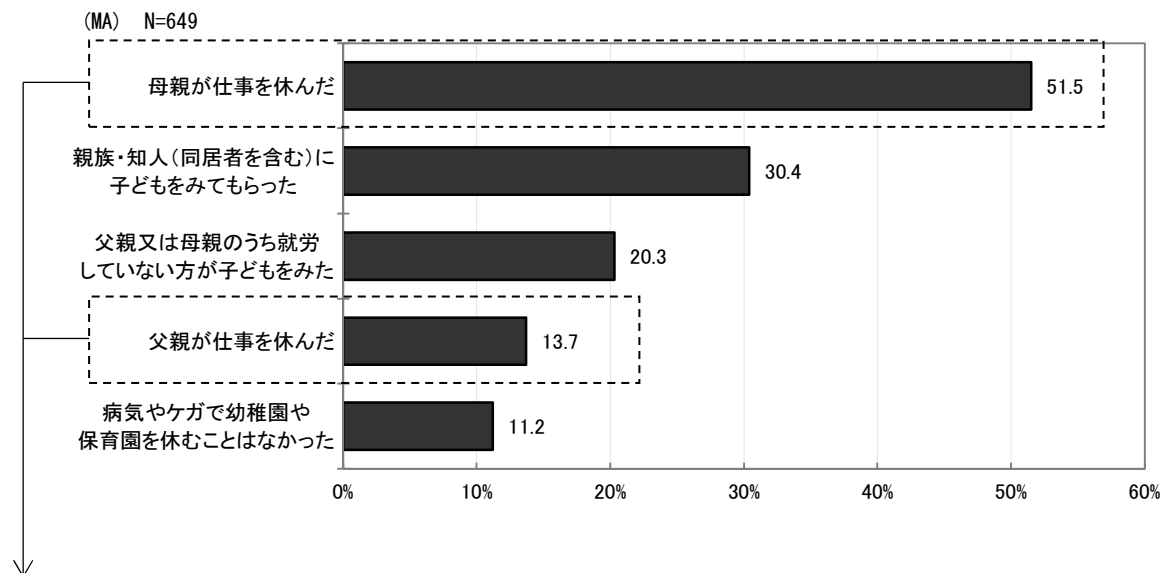
「保育園(認可)」が62.9%で最も高くなっています。次いで「認定こども園」が41.2%、「幼稚園」が39.2%が続いています。

(MA) N=97



⑩この1年間で子どもが病気の時の対応について（一部抜粋）

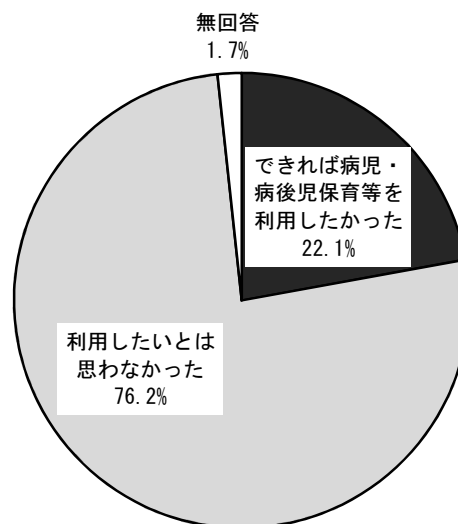
「母親が仕事を休んだ」が51.5%で突出しています。「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が30.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が20.3%で続いています。



⑪この1年間で子どもが病気の時の対応について【父親・母親が休んで対応した方】

「利用したいとは思わなかった」が76.2%を占めています。

(SA) N=348

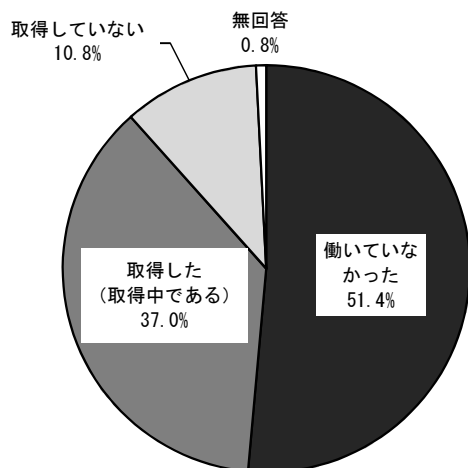


⑫育児休業制度の利用について

母親では、「取得した（取得中である）」が 37.0%、「取得していない」が 10.8%となっています。父親では、「取得していない」が 83.6%を占めています。

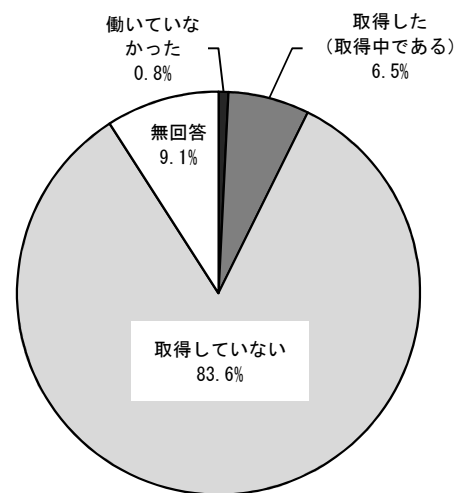
【母親】

(SA) N=649



【父親】

(SA) N=649



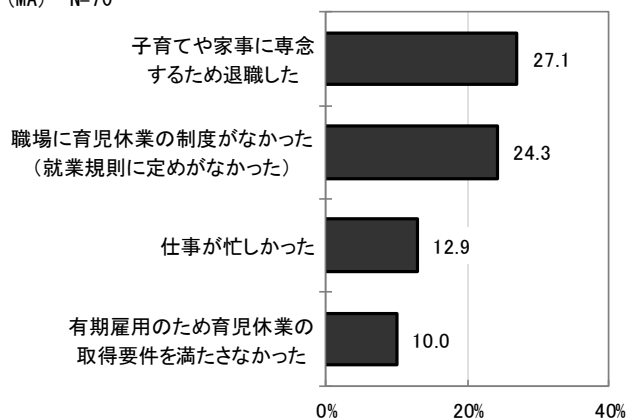
⑬育児休業を取得しなかった理由について（一部抜粋）

【育児休業を取得していないと回答した方】

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 27.1%で最も高くなっています。父親では、「仕事が忙しかった」が 33.5%で最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 31.9%で続いています。

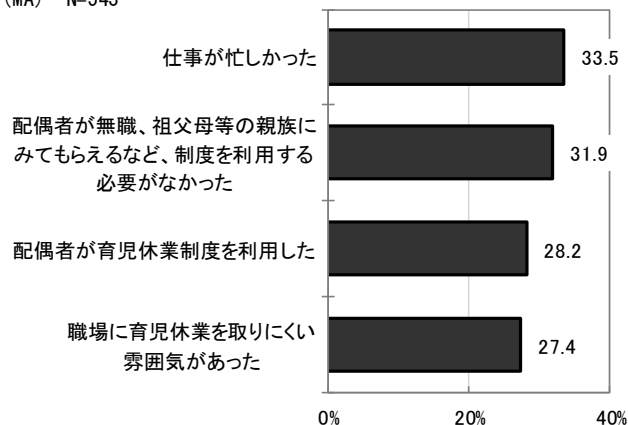
【母親】

(MA) N=70



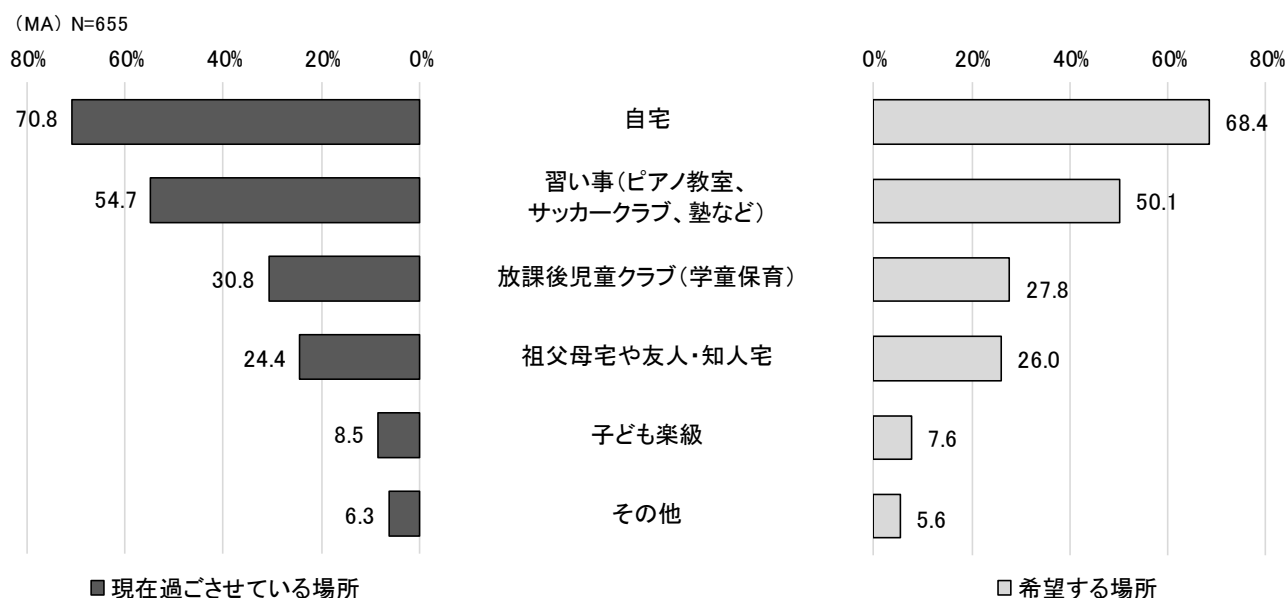
【父親】

(MA) N=543



⑭お子さんの放課後の過ごし方について（一部抜粋）

現在の過ごさせている場所、希望する場所ともに、「自宅」が6割台後半～7割台で最も高くなっています。次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、塾など）」が約半数、「放課後児童クラブ（学童保育）」が3割程度で続いています。

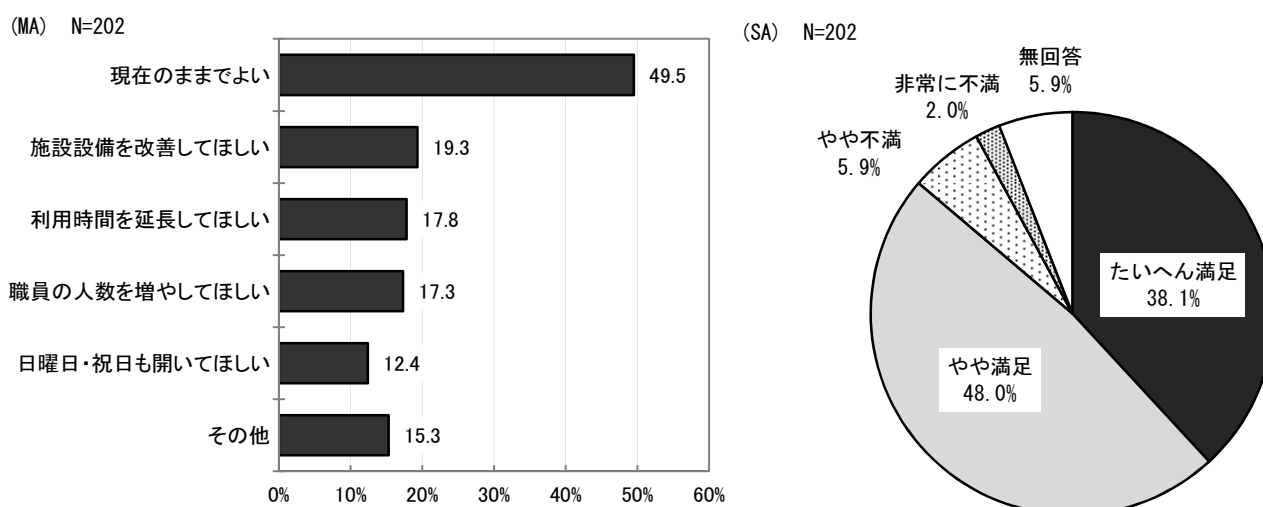


⑮現在通っている放課後児童クラブの評価について（一部抜粋）

【現在、放課後児童クラブを利用していると回答した方】

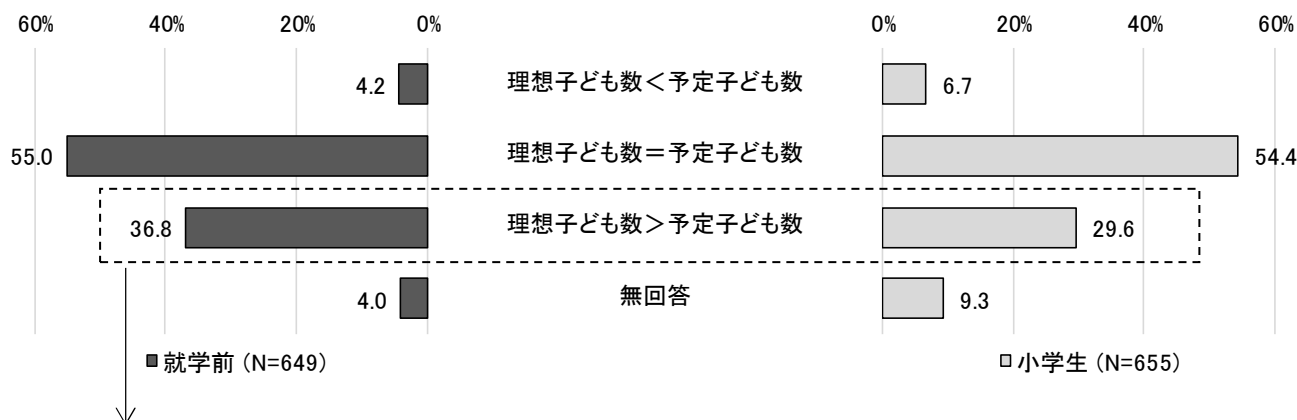
「現在のままでよい」が 49.5%で突出しています。「施設設備を改善してほしい」が 19.3%、「利用時間を延長してほしい」が 17.8%で続いています。

満足している層（「たいへん満足」＋「やや満足」）は、86.1%となっています。



⑩理想の子ども数について

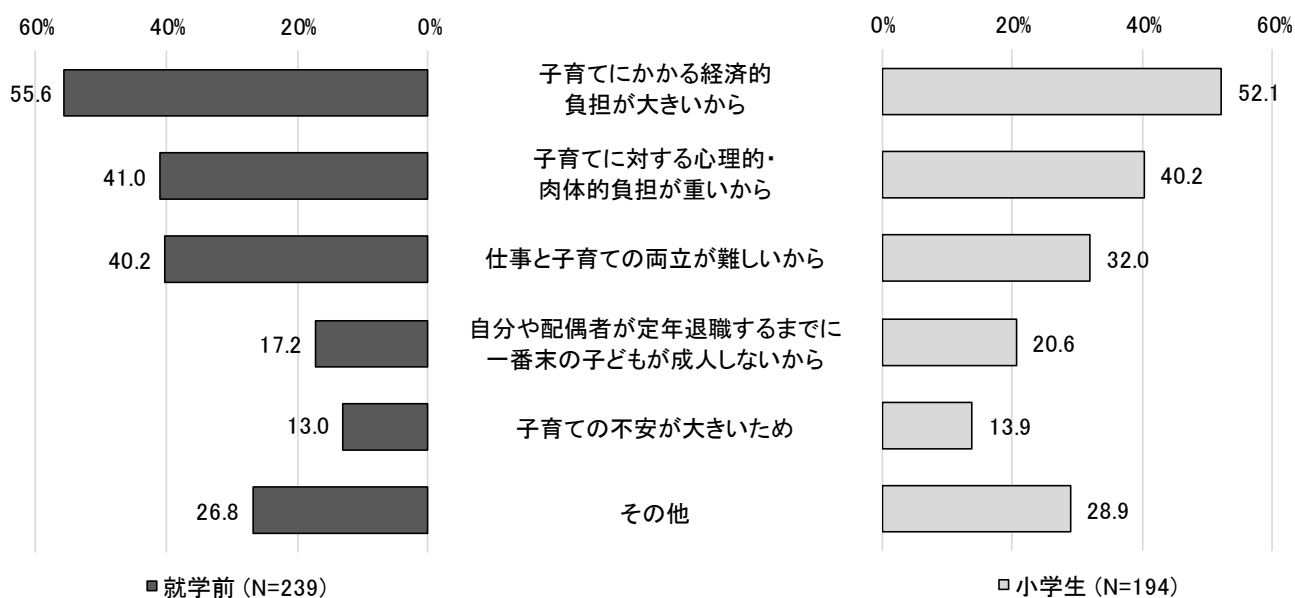
就学前、小学生ともに「理想子ども数＝予定子ども数」が5割台半ばで最も高くなっています。



⑪理想とする数の子ども数にならない理由（一部抜粋）

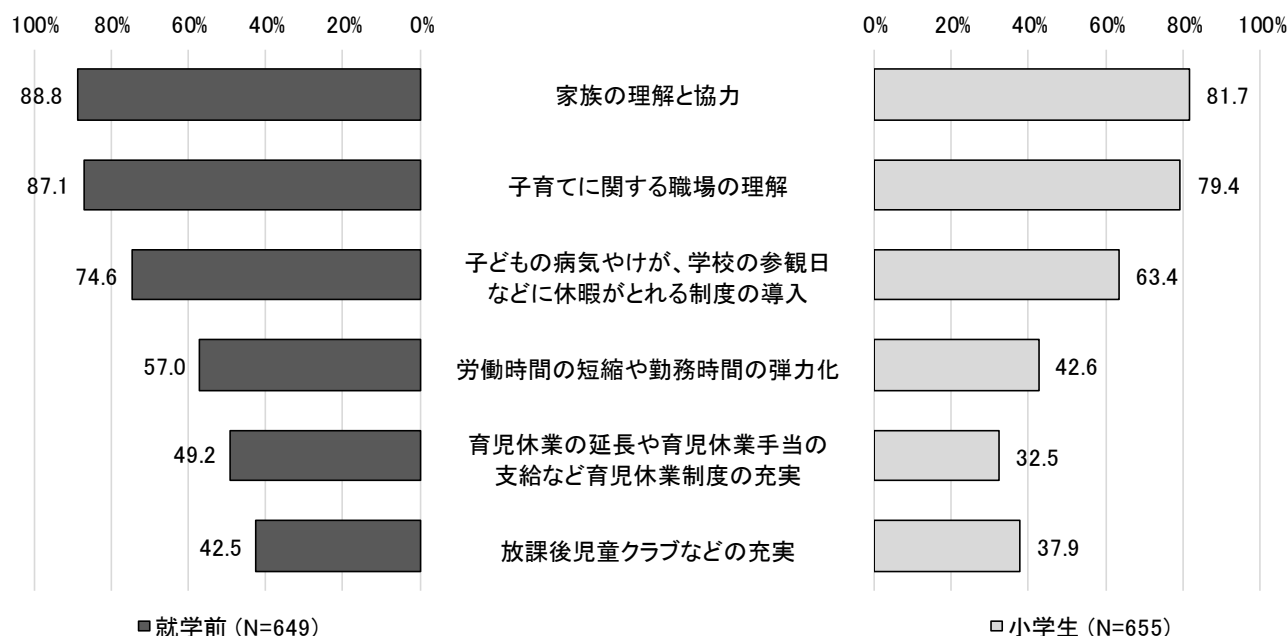
【「理想子ども数」より「予定子ども数」が少ない方】

就学前、小学生ともに、「子育てにかかる経済的負担が大きいから」が半数以上で最も高くなっています。次いで、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」、「仕事と子育ての両立が難しいから」が続いています。



⑱仕事と子育ての両立に必要なことについて（一部抜粋）

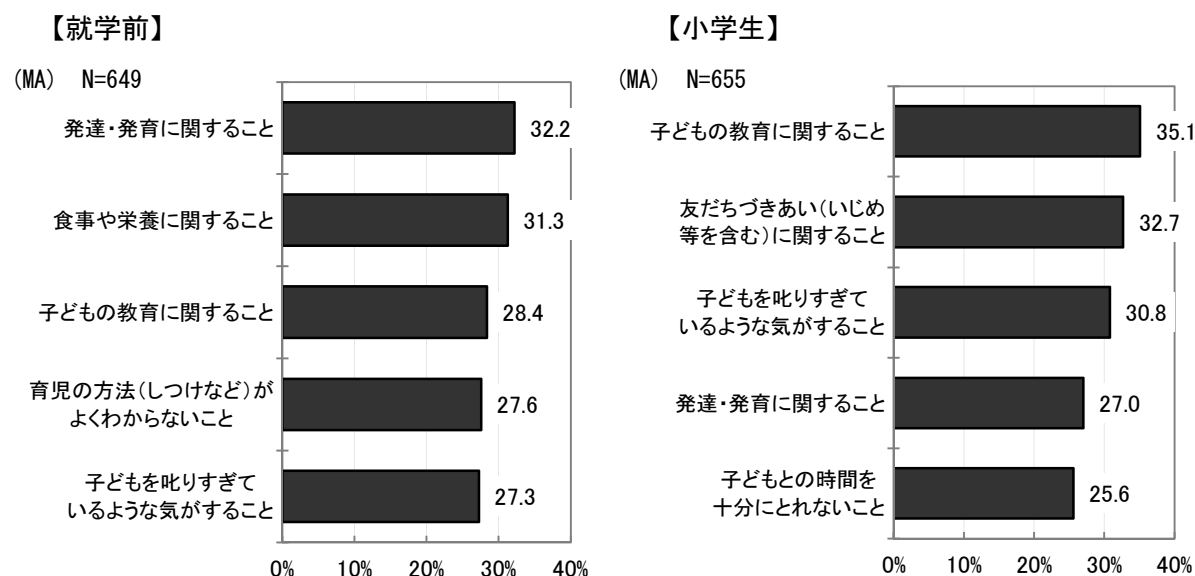
就学前、小学生ともに、「家族の理解と協力」が8割以上で最も高くなっています。次いで「子育てに関する職場の理解」、「子どもの病気やけが、学校の参観日などに休暇がとれる制度の導入」が続いています。



⑲子育て等の悩みについて（一部抜粋）

就学前では、「発達・発育に関すること」が32.2%で最も高くなっています。次いで「食事や栄養に関すること」が31.3%、「子どもの教育に関すること」が28.4%が続いています。

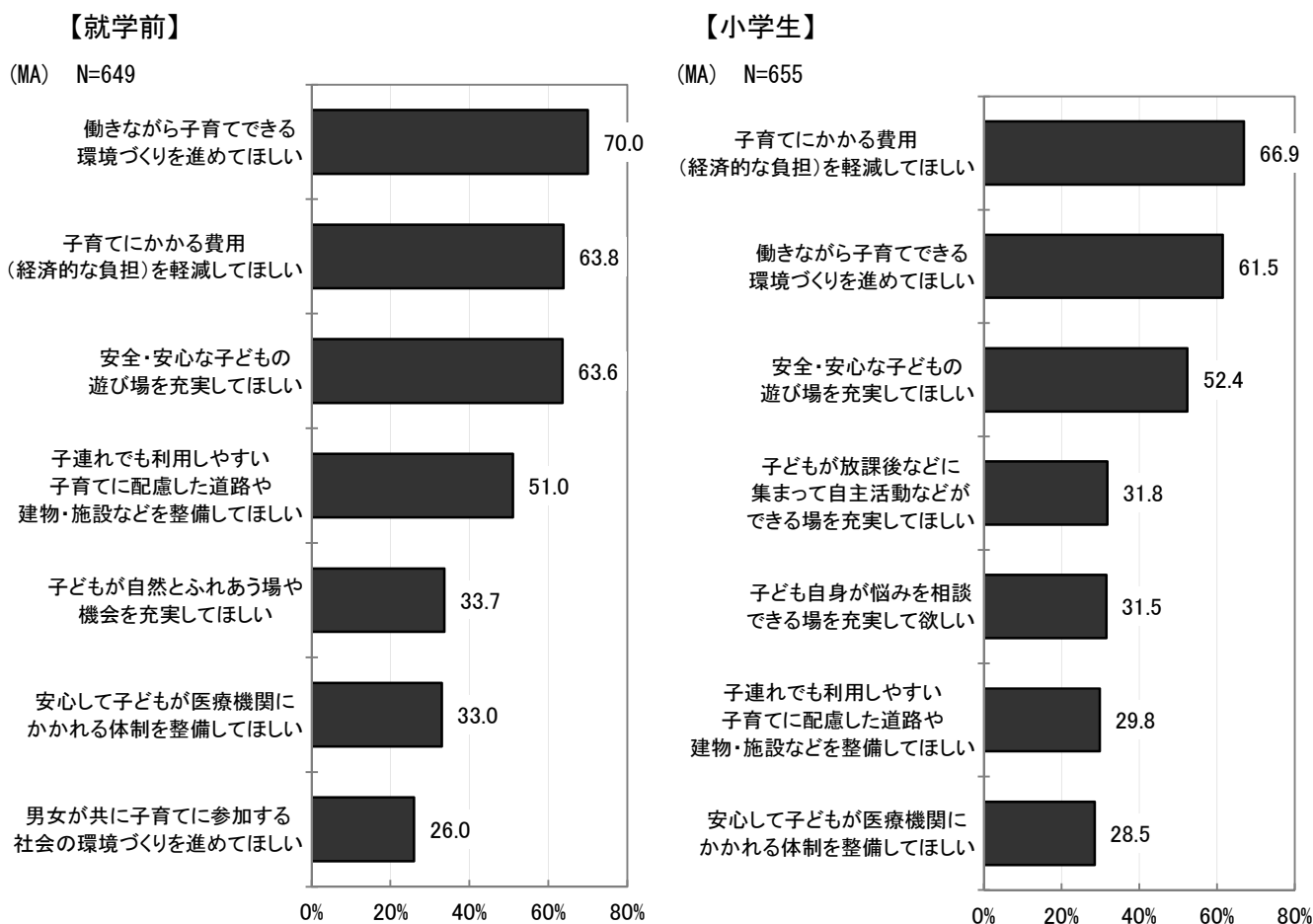
小学生では、「子どもの教育に関すること」が35.1%で最も高くなっています。次いで「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が32.7%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が30.8%が続いています。



②子育てや教育しやすい社会にするために必要だと思う支援策（一部抜粋）

就学前では、「働きながら子育てできる環境づくりを進めてほしい」が70.0%で最も高くなっています。次いで「子育てにかかる費用（経済的な負担）を軽減してほしい」が63.8%、「安全・安心な子どもの遊び場を充実してほしい」が63.6%が続いています。

小学生では、「子育てにかかる費用（経済的な負担）を軽減してほしい」が66.9%で最も高くなっています。次いで「働きながら子育てできる環境づくりを進めてほしい」が61.5%、「安全・安心な子どもの遊び場を充実してほしい」が52.4%が続いています。



第3章 本市における子育て支援の課題と方向性

本章では、アンケート調査結果やこれまで市が取り組んできた子育て施策の結果等から見えてきた課題と方向性について、記載しています。

1. 妊娠・周産期・乳幼児期における支援

- アンケート調査では、35～39歳の年代での未婚率が増加傾向で、晩婚化による少子化が予測されます。実際に子どもの数は減少を続けており、令和6年の0歳児の人口は、令和元年の86%程度となる推計となっています。
- アンケート調査では、理想とする子どもの数を持つとしない家庭が全体の3分の1程度を占めており、その理由として、主に経済的負担が大きいことが挙げられています。子育て家庭に向けた経済的支援の充実が求められています。
- 市では、妊娠届提出時や妊婦健康診査時等の機会に、妊娠した人に出産後の生活のイメージをもたせるなど、子育ての不安や心配が少なくなるよう取り組んでいます。今後も引き続き、医療機関をはじめとする関係機関と連携を強くもつ必要性を感じています。
- 市では、妊産婦のほか、パートナーや家族も子育てがイメージしやすいように、分かりやすい資料や実技等の実践により、育児期の準備ができる施策を進めています。今後は、両親学級や母親学級などに、多くの対象者が参加されるような環境づくりをすることが効果的だと考えています。
- 市では、保健師、栄養士など専門職との相談や、同じ悩みを抱える母親同士の交流の場を提供しています。今後も、様々な悩みを抱える保護者が気軽に安心して利用できる環境づくりをしていく必要性を感じています。

2. 親子の健康づくりと食育

- アンケート調査では、就学前の子どもを持つ子育て等の悩みの上位に、「発達・発育に関すること」や「食事や栄養に関すること」があがっているため、これらに関する情報発信などの施策を優先的に充実させていく必要があります。また、「安心して医療機関にかかる体制整備」についても多数の保護者の意向があるため、保健・医療体制も充実させていくことが求められています。
- 市では、愛育委員協議会や栄養改善協議会、その他様々な講習会の場を通して、健診や栄養・食生活に関する情報提供、育児教室などの参加勧奨などを行っています。今後も、この取り組みは多くの参加の呼びかけに効果的と考えているため、役割を整理しながら、継続的に実施していきます。
- 市では、幼稚園、保育所または小学校ごとに、食育に関する計画を作成し、望ましい食生活についての指導を行っています。より一層食育を推進するためには、今後も継続して、栄養教諭を中心とした食育指導を実施していく必要があると感じています。

3. 子育て支援サービス等

- アンケート調査では、実際の利用及び利用希望ともに、保育を重視されている傾向が見られます。施設や事業を選択する際は、居住地からの距離を重要視されるほか、職員等の対応についても重要な選択理由となっています。このことから、保育士等の人材確保など受け入れ環境の充実の必要性を感じています。
- アンケート調査から、幼稚園希望の内の約半数は特に“教育”に強い希望を持っており、小学校就学前から子どもに教育をうけさせたいという保護者の思いがうかがえます。
- アンケート調査によると、幼児教育・保育の無償化はこれまで利用していない人にも利用希望の影響を及ぼしており、特に保育園や認定こども園などの保育ニーズとしての利用希望のほか、幼稚園の利用希望も合わせて高くなっています。
- アンケート調査から、共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化などにより、さらに保育ニーズが高まっている様子がうかがえるため、施設の在り方や職員の確保等について検討及び対応していく必要性を感じています。
- 市では、保育料の無償化をはじめとして、子育て家庭への経済的支援を行っています。この上、真に支援が必要な家庭等を把握し、子どもたちの健やかな成長のため、経済的な支援やサポート体制を整える必要があると感じています。

4. 家庭と仕事の両立

- アンケート調査では、仕事と子育ての両立に必要なこととして、「家族の理解と協力」、「子育てに関する職場の理解」などが上位に挙がっています。家庭と職場の両側から理解の促進や取り組みを進めて行く必要があります。また、子育てしやすい社会にするために、「働きながら子育て出来る環境づくり」が求められているため、これに向けての対応が必要です。
- アンケート調査では、母親の約1割が育児休業を取得しておらず、育児休業を希望しているにも関わらず、職場に育児休業の制度がなかったといった回答が上位となっています。職場の理解や制度の充実が必要です。
- 市では、事業所等に向けた子育て環境の改善及びワーク・ライフ・バランスの推進を進めていますが、どのような手段を用いてより効果的な啓発活動を行うかが課題です。また、効果測定が困難なため、継続的な進捗管理につながりにくいとの課題もあります。
- 市では、主任児童委員や愛育委員との連携及びその他イベント等活動の場を活用し、父親の子育てへの参加の促進に努めています。しかしながら、両親学級や妊産婦面接では、父親の参加数増加につながってはならず、父親として共に育児をするという意識の醸成と主体的な育児参加を促進するためのさらなる方策が必要だと感じています。

5. 地域による子育て支援

- アンケート調査では、病児・病後児保育の利用希望について、「自分たちで子どもを見たいので利用したいと思わない」という意見は多いが、「できれば利用したかった」という希望もあるため、保護者が利用したいと思った時に利用できる環境や情報の提供が必要だと感じています。
- アンケート調査によると、小学生の保護者のおよそ3割が放課後の過ごし方として放課後児童クラブを希望しており、現在の評価についても高いものとなっています。改善点としては、施設整備や利用時間の延長、対応職員の人員確保などが挙げられています。
- 市で、今まで子育て相談や教育相談などに取り組んできた中で、子どもたちの抱える課題が多様化・複雑化してきているため、今後は、保健・福祉・教育・その他関係機関等とより強く連携し、情報共有や事例共有を密にしながら対応していく必要性を感じています。
- 市では、幼児クラブや母親クラブなどの子育て教室の開催に関して、今まで、情報交換の場を提供してきましたが、子育てサークル等におけるサークル同士の交流や指導者の育成に課題があると感じています。
- 市では、各小学校において学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールの推進を行っており、今後は地域とともにある学校づくりを進めて行く予定です。また、乳幼児ふれあい交流の実施を充実させる必要性を感じています。

6. 多様な家庭環境に対する支援

- アンケート調査では、子育ての悩みに関してしつけ方がわからなかったり、子どもを叱りすぎているような気がする事が上位にあがっています。
- アンケート調査では、理想とする子どもの数を持つとしない家庭が全体の3分の1程度を占めており、その理由として、主に経済的負担が大きいことが挙げられています。子育て家庭に向けた経済的支援の充実が求められています。（再掲）
- 市では、人権教育や虐待に対する早期発見や対応に力を入れています。今後は、より一層、一人ひとりの人権や虐待に対する意識や知識を醸成し、早期発見、早期対応につなげていく必要性を感じています。
- 市では、発達障害等の支援を行っていますが、教職員や保護者の発達障害等に関するより一層の理解が必要と考えています。研修や助言を行うほか、特別支援教育サポートチームによる幅広い支援や就園、就学における切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- アンケート調査によると、およそ7割の人が、「必要以上に大声で怒鳴ったこと」や「感情のままに叩いたこと」などの経験を持っているため、虐待を防ぐための対策が必要と感じています。

7. 子どもと子育て家庭に配慮した環境

- 市では、子ども達が普段の生活の中で、危険が及ばないように、幼保施設や学校施設等で交通安全指導や定期的な防災訓練による意識と知識の醸成を行っているほか、地域や警察と連携した安全確保の活動に力を入れています。
- 市では、青少年の健やかな育成のため、地域と連携した非行防止活動を行っています。また、スクールカウンセラーや未来づくりネットワーク連絡協議会により教育相談体制の充実を図っており、不安や悩みを抱える保護者への体制も合わせて充実させていく必要があります。
- 市では、子ども達の遊び場として公園や児童遊園地の遊具等について点検・整備を行っています。また、老朽化に対する継続的な対応と不法投棄等の迷惑行為への対応を実践していくことの必要性を感じています。

8. 子どもの成長を促す支援

- アンケート調査によると、特に身に付けてほしい力や大切にしてほしいこととして「コミュニケーション能力」や「あいさつなどの礼儀やマナー」が高くなっており、子ども同士で遊ぶ環境や年齢の枠を超えた対応について、実践できる機会が求められています。
- 市では、体験教室や芸術文化に触れる機会、地域の人と関わりを持ち、福祉教育につながる場などを設け、子どもたちの学校教育だけではない心や身体の成長につながる取り組みを実施しています。今後は、少子化や指導者、後継者不足により活動の維持が困難になることが予想されるため、その解消への対策が課題と考えてます。
- 市では、図書館における蔵書数や読み聞かせ活動、相談環境の充実などを図っています。また、スポーツにおいても施設や地域と連携した活動の充実に取り組んでいます。近年では、少子化の影響等により参加する子どもが減っているため、活動や大会、行事自体の実施が困難になってきています。

9. 子どもの教育環境

- アンケート調査によると、小学生の保護者の悩みの中では、「子どもの教育について」と回答している保護者が最も多くなっています。子どもの教育への充実が求められています。
- 市では、幼稚園や保育園、認定こども園間の交流を推進し、子どもが共に育ちあう保育の充実に努めています。さらに幼保施設と小学校間の交流も推進していますが、今後は、子どもたちが円滑に小学校に就学できるよう、より一層交流を推進する必要があると感じています。
- 市では、子どもたちの心の悩みを解決し、心身ともに健やかな子どもの育成を図るために、市内全ての小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置しています。今後も継続して子どもの心の健全育成に努めていく必要性を感じています。

第4章 子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、玉野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、子どもの健やかな成長と自立を応援し、心豊かに育つまちづくりを、地域ぐるみで推進してきました。

子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが互いに支えあい、助けあいながら支援していくことがより重要となっています。

本計画においては、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、玉野市子ども・子育て支援事業計画において定めた基本理念を踏襲します。

● 本計画の基本理念 ●

安心して産み、育てられるまち

子どもたちが、のびのびと育つまち

子育てを、みんなで支えあうまち

2. 基本目標と取り組み方針

基本理念を具体化するための「基本目標」については、本市における子育て支援の課題を踏まえ、次の4項目を設定し、それぞれに「施策の方向」を定めます。

取り組みにあたっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠～出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

基本目標	
【基本目標1】	健やかに産み育てられる環境づくり
【基本目標2】	子育てと仕事の両立
【基本目標3】	地域で安心して子育てできる環境づくり
【基本目標4】	子どもの生きる力の育成

施策体系

基本理念

基本施策

施策の方向

く安心して産み、育てられるまち 子どもたちが、のびのびと育つまち 子育てを、みんなで支えあうまち

【基本目標 1】 健やかに産み育てられる環境づくり

1. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援

- (1) 安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援
- (2) 乳幼児の健康管理の充実

2. 親子の健康づくりと食育の推進

- (1) 親子の健康づくり支援
- (2) 食育の推進

【基本目標 2】 子育てと仕事の両立

3. 多様な子育て支援サービスの充実

- (1) 子育て支援施策の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 保育士の人材確保（新規）

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 就労環境の整備
- (2) 子育て意識と男女共同参画の啓発

【基本目標 3】 地域で安心して子育てできる環境づくり

5. 子育てを応援するまちづくり

- (1) 子育て家庭への支援の充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり

6. きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

- (1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (3) 障害のある子どもへの支援の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進（新規）
- (5) 外国につながる幼児への支援（新規）

7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 快適な生活環境の整備

【基本目標 4】 子どもの生きる力の育成

8. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

- (1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり
- (2) 健全育成の推進

9. 教育環境の充実

- (1) 幼児教育環境の充実
- (2) 学校教育環境の充実

第5章 施策の展開

【基本目標1】 健やかに産み育てられる環境づくり

1. 妊娠・周産期・乳幼児期の支援

安全で安心な妊娠・出産のため、妊婦一般健康診査をはじめ、関係課や医療機関等との連携を図りながら、様々な機会に相談や情報提供などを行います。

妊娠中から出産前後にかけて、育児や子どもの発育に関する正しい知識を普及し、母親やパートナーなど、育児に関わる方すべての不安や負担の解消に努めます。

(1) 安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援

◆主な取り組みと担当課◆		
親子健康手帳の交付と活用	・健やかな子どもを産み育てるため、妊娠の届出時に親子健康手帳を交付します。 ・すこやかセンターでの妊婦への親子健康手帳の交付にあわせて、保健師が不安や悩みの相談に応じ、保健指導を行います。 ・高等学校卒業に至るまで記録できる親子健康手帳の活用を促します。 ・親子健康手帳交付時に、家族あての啓発パンフレットを配布し、夫や家族に対する意識の啓発の充実・強化を図ります。 ・妊婦面接時には、子育て支援プランシートを活用し、妊婦やその家族が安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。	健康増進課
妊婦一般健康診査	・妊婦健診受診券(14枚)を交付し、妊娠・出産に支障を及ぼす疾病の早期発見および、必要に応じた医療機関等との連携による、適切な援助を行います。	健康増進課
妊産婦訪問指導	・妊娠届出時及び妊婦一般健康診査の結果、保健指導の必要な妊婦に対して、保健師が家庭訪問を行い、日常生活における助言、指導、援助を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問	・市の保健師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。	健康増進課
母性保護の意識向上	・市民センター等にパンフレット配置や、マタニティマークの活用により、市民の母性保護の意識向上を図ります。	健康増進課
ハローベビースクール	・妊娠による妊婦の身体的、精神的変化や負担を家族全員が理解し、妊婦が妊娠期及びその後の出産・育児期を家族で協力しながらすこやかに過ごせるように支援します。また、妊婦だけでなく、パートナー等の参加も促し、保健師による健康教育や実技の実施などにより、育児期に向けた準備の支援を行います。	健康増進課

(2) 乳幼児の健康管理の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
乳児健康診査（一般）	・乳児に医療機関で無料受診券(2枚)による健康診査を実施し、疾病の早期発見と心身の健全な発達を促し、適切な援助を行います。	健康増進課
乳児健康診査（集団）	・9～10 か月児の心身の発育・発達など総合的な健康診査及び保健相談を行います。具体的には、身体測定や歯科診察のほか保健相談、栄養相談などを行います。また、保健師の訪問や面接による状況確認による、未受診者等への対応も充実します。	健康増進課
1歳6か月児健康診査	・1歳6か月児の心身の発育・発達など総合的な健康診査及び保健相談を行います。具体的には、身体計測や内科診察のほか、歯科診察、保健相談、栄養相談、フッ素塗布による、う歯予防と啓発を行います。	健康増進課
3歳児健康診査	・3歳児の心身の発育・発達など総合的な健康診査及び保健相談を行います。具体的には、身体計測や内科診察のほか、歯科診察、保健相談、栄養相談、フッ素塗布による、う歯予防と啓発、尿検査などを行います。	健康増進課
育児相談	・保健相談や栄養相談を通じて、より良い育児の方法を学ぶとともに、母親同士の交流・情報交換の場となつて、育児不安や育児負担の軽減を図ります。	健康増進課
幼児の発達相談	・発育・発達の不安がある幼児について、家族が相談できる場の提供と今後の手立てについて一緒に考えます。	健康増進課
う歯予防	・乳幼児健康診査や子育て支援(園庭開放等)など、あらゆる機会において生活習慣の指導・歯科指導を行っています。具体的には、幼児健康診査でのフッ素塗布、歯科衛生士、保健師等による歯科指導の実施、う歯予防の啓発、また保護者等への、う歯に関する健康教育を実施しています。	健康増進課
らくらく離乳食教室	・生後5～6か月頃の離乳食初期について、作り方の実演や試食と栄養士による相談を行います。	健康増進課
予防接種	・子どもに感染するおそれのある疾病の発生を予防するため、法に基づく予防接種の実施と乳幼児健診等の場を活用した受診勧奨を実施します。(ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ポリオ、BCG、ジフテリア、破傷風、百日ぜき、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎など)。	健康増進課

2. 親子の健康づくりと食育の推進

家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を明確にしながら、協働による健康づくりと食育の推進に取り組みます。

(1) 親子の健康づくり支援

◆主な取り組みと担当課◆		
愛育委員協議会	・乳幼児健康診査および各種母子保健事業の受診・参加勧奨などを行います。 ・自主的な活動などを通して子育てによる不安や悩みの解消などの育児支援活動を行っていきます。 ・乳幼児健康診査や中学生の乳幼児ふれあい体験等の様々な機会に、すこやかセンターと連携して、喫煙防止対策を推進します。	健康増進課
栄養改善協議会	・1歳6か月児健診、3歳児健診等の機会に正しい食生活の助言等や、幼児と小学生の親子食育教室の開催など、健康のために良い食生活習慣の確立を図り、食生活改善運動を行います。	健康増進課
母と子の健康づくりのつどい	・愛育委員・栄養委員との合同による、すこやか親子交流会を実施するなど、講演会や親子遊び等を通して、母と子の健康づくりを支援します。	健康増進課
にじいろ教室	・臨床心理士・保育士・ST等の専門職からのアドバイス等を活用しながら、乳幼児期の子どもの心身発達に不安をもつ保護者が、子どもの状態を理解し、子どもに応じた関わり方を学び、保護者が安心して育児ができるように援助します。	健康増進課
すくすく親子アレルギー教室	・食物アレルギーをはじめとする、様々なアレルギーに対する知識の普及や意識の向上を目指し、アレルギー疾患についての予防の推進及び不安の軽減を図ります。	健康増進課

(2) 食育の推進

◆主な取り組みと担当課◆		
食育事業	・第2次玉野市食育推進計画に基づき、子育て中の親が次代を担っていく子どもたちに、食生活の大切さを地域の中で、普及啓発します。 ・各園で食育に関する指導計画を作成し、学校における食育の指導推進を図ります。 ・各校で食育推進計画を作成し、栄養教諭を中心として、学校給食を活用した望ましい食生活についての指導を継続的にを行います。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課

【基本目標2】子育てと仕事の両立

3. 多様な子育て支援サービスの充実

利用者の生活実態及び意向を踏まえながら、教育・保育事業をはじめとする子育て支援サービスの提供体制の整備や経済的な負担感の軽減施策を推進し、保護者が安心して子育てができ、また、子どもの豊かな育ちを支えられる環境づくりに取り組みます。また、受け皿の整備に併せて保育士等の子育てを支援する人材の確保に取り組みます。

(1) 子育て支援施策の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
保育内容の充実	・幼児期の発達に合わせた保育計画のもとに、豊かな人間性を持った子どもを育成するよう、きめ細かな保育の充実を図ります。	就学前教育課
乳児保育の実施	・出産後の就労を支援するために、乳児保育を実施し、充実を図ります。	就学前教育課
延長保育の実施	・就労形態の多様化などによる保育時間延長の要望にこたえるため、延長保育を実施します。	就学前教育課
一時預かりの実施	・様々な事情により家庭で保育できなくなった場合に、一時的な保育が必要な児童を預かる一時預かり事業を実施します。 ・利用ニーズの増加に対応できるよう必要に応じて制度の見直しを検討します。	就学前教育課
休日保育の実施	・仕事などの都合で、休日に子どもの世話ができないときの保育を実施します。	就学前教育課
病児・病後児保育の実施	・玉野市民病院に設置されており、保育園へ通園している子ども等の病気回復期の一時預かり保育を実施します。	就学前教育課
ママヘルプサービス	・核家族で、昼間介護者がいない産婦に対して、ヘルパーを派遣して、育児・家事等を支援します。 ・妊娠届出時や妊娠中、産後訪問等で養育状況を把握し、必要に応じて利用の働きかけを行います。	健康増進課
子育てファミリー・サポート・センターの充実	・緊急時の預かりや送迎など、様々な保育ニーズへ対応するため、依頼会員(お願いする人)と提供会員(任せてほしい人)に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。	社会教育課
講座等における一時預かりの実施	・保護者が参加する講習会、講演会等で託児を実施し、参加しやすい環境づくりに努めます。	就学前教育課
放課後児童クラブの充実	・就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童を対象に授業終了後や長期休暇期間中に預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。 ・放課後児童クラブの指導者の研修を積極的に実施し、児童のニーズにあった放課後児童クラブ活動の展開を図ります。	社会教育課

(2) 経済的支援の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
出産育児一時金	・国民健康保険加入者の出産にかかる負担を軽減するため、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
国民健康保険料	・児童扶養手当、就学援助を支給されている世帯を対象に、国民健康保険料の軽減措置を実施します。	保険年金課
児童手当	・生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、国の制度に基づき手当を支給します。	福祉政策課
保育料	・保育料の算定に幼稚園に入園している児童も算定対象とすることで、保育料の軽減を図るなど、適正な保育料の設定に努めます（3人目以降の入園児は無料となっています）。 ・国制度、県制度に基づく保育料の無償化・軽減措置を実施します。	就学前教育課
児童扶養手当	・父又は母がいない家庭または、父又は母が重度の障害の状態にある家庭で、お子さんを養育している母又は父及び養育者を対象に、手当を支給します。	福祉政策課
こども医療費の助成	・中学校3年生までの子どもに、こども医療費を助成し、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図ることにより保健の向上と福祉の増進を図ります。	福祉政策課
就学援助費	・経済的な理由によって学校の学習に必要な費用の支払いが困難な家庭の保護者に対し、学用品等を援助します。	学校教育課

(3) 保育士の人材確保【NEW】

◆主な取り組みと担当課◆		
保育人材の確保	・教育・保育施設との連携のもと、保育士の研修会や実習体験の機会を充実し、保育士の確保に取り組めます。 ・岡山県保育士・保育所支援センターと連携しながら、保育士の求人情報を発信します。	就学前教育課

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

「第4次たまの男女共同参画プラン」との施策連携を図り、子育ての各ステージにおいて、女性も男性も多様で柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点に立ちながら育児休業や介護休業制度の普及啓発や労働時間短縮に向けた事業所等への働きかけ等を関係機関との連携のもと取り組みます。

また、家庭内でのコミュニケーションや男性の家事・育児参加への働きかけ等、家庭や職場における啓発や学習機会の充実を図ります。

（1）就労環境の整備

◆主な取り組みと担当課◆		
職場における母性保護の意識向上	・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載により、妊婦や女性が多い事業所に対して、母性保護の協力が求められるよう、職場意識の向上を図ります。	商工観光課
事業所内保育の推進	・国・県が作成した関係ポスターなどの掲示等により事業内保育所の設置に対する助成制度の周知を図ります。	商工観光課
働く女性の妊娠・出産にかかわる保護規定の周知	・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載により、働く女性のための健康診査を推進します。 ・女性の妊娠・出産の重要性に対する意識の向上を図るとともに、このことが労働における差別に結びつかないよう事業主に対して周知を図ります。	商工観光課
労働時間短縮の促進と育児休暇取得の普及・啓発	・子育てと仕事の両立を図り、豊かな家庭生活を営めるよう、パンフレットの配布などにより、就労者に対する労働時間短縮や育児休暇取得についての普及啓発に努めます。 ・子育てや介護などと仕事の両立を支援するため、事業所などの職場における育児休業・介護休業制度の普及・啓発に努め、制度導入を促進します。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
事業所への啓発活動	・完全週休2日制の普及促進、有給休暇の取得促進、残業などの所定外労働の削減、フレックスタイム制の導入など、弾力的な勤務形態の導入についての企業の理解を得るために、様々な啓発活動に努めます。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
就労条件等の整備促進	・男女が、家庭生活や地域活動へ参画できる時間的ゆとりを確保するため、労働時間の短縮、リフレッシュ休暇などの必要性の啓発、フレックスタイム制などの柔軟な働き方の普及やボランティア休暇の検討を企業に働きかけます。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課

◆主な取り組みと担当課◆		
労働に関する法や制度等の周知、定着促進	・「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム労働法」、「男女共同参画社会基本法」、「玉野市男女共同参画推進条例」などの制度を市民、事業主等へ情報提供し、男女格差をなくし、実質的な男女平等が進むよう啓発します。 ・「育児・介護雇用促進安定助成金制度」などの両立支援助成制度事業を事業主に情報提供します。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
女性の労働実態の把握	・国や県の実態調査の結果に基づき、労働環境の各種問題点を把握し、周知に努めます。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
女性の再就職などの支援	・出張や育児などの理由で退職した女性の再就職を支援するため、関係機関との連携のもと、就業に関する相談・情報提供などの充実を図ります。 ・女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及啓発を行うとともに、その活用を促進します。 ・国・県が作成した労働関係パンフレット等の配布や、市ホームページへの関連情報の掲載を充実します。	商工観光課
産休・育休後の保育所等の円滑な利用	・産休や育児休業中の保護者に対して、地域子育て支援センター等を中心に教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。 ・育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、利用者の希望を踏まえ、保育施設との調整や保育士等人材の確保等、計画的な受け入れ体制の構築を図ります。	就学前教育課

(2) 子育て意識と男女共同参画の啓発

◆主な取り組みと担当課◆		
子育て意識の啓発	・幼児クラブや保育園、幼稚園などにおいて、家庭が子どもの成長の基本的な場であることや、子育てについて保護者が責任を持ち、家庭であたたかい愛情の元で育てていくことの大切さなどの意識啓発を推進します。 ・保護者を対象とした講座や講習会などの充実に努めます。 ・子どもへの徳育の推進と併せて、親や地域の大人が子どもへの関わり方や大人自身の公共心・規範意識を見つめ直し、大人としてのあり方、子育ての楽しさについて学ぶ「親学」の啓発を推進するため、親学啓発パンフレットを配布します。 ・市内の全幼稚園・小・中学校及び希望する保育園において、「子育て・親学講座」を開催します。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 社会教育課
子育て啓発事業	・主任児童委員・愛育委員を通して、地域の子育てについて話し合い、子育ての研修への参加を促すなど、地域全体で子育てを支援するための意識啓発を図ります。	就学前教育課 健康増進課
子育てに関する知識の普及	・子育て支援センターが発行する「支援センターだより」だけでなく、「広報たまの」、子育てメルマガなど様々なメディアを活用し、子育てに関する知識の普及を図ります。	就学前教育課

◆主な取り組みと担当課◆		
子育てに関する 学習機会の提供と拡充	・子どもの発達段階に応じた育児講座等や家庭教育学級を充実します。 ・各機関で個別に実施している関連事業の役割分担を明確にし、効果的な学習機会の提供が図られるよう調整を行います。 ・幼児クラブなどの活動に対し助言、情報の提供等の支援を行います。	健康増進課 学校教育課 社会教育課
男女の固定的な役割 分担意識の解消、男女 平等意識の普及啓発	・たまの参画フェアのイベントや男女共同参画講座などを通じて、慣習によりつくられた男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、家庭や地域における男女平等意識の啓発を図ります。	総務課
父親の育児参加意識 の啓発	・両親学級や子育て応援パパ講座を通じて、男女がともに子育てに携わっていけるように働きかけ、父親の育児への積極的な参加意識を育てます。	健康増進課 総務課
「第4次たまの男女共 同参画プラン」の推進	・「第4次たまの男女共同参画プラン」の進捗状況の点検及び評価を進めるとともに、施策の連携に努めます。	総務課

【基本目標3】 地域で安心して子育てできる環境づくり

5. 子育てを応援するまちづくり

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、同じ子育ての悩みの共有や相談ができ、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

(1) 子育て家庭への支援の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
子育て支援センターの機能の充実	・日中家庭内で子どもをみている保護者が、子育てに関する悩みを気軽に相談できる拠点として様々な活動を推進します。 ・地域におけるコミュニケーションづくりの拠点としての機能を充実させ、一時預かり、子育て相談・園庭開放・出前講座・機関誌の発行などを行います。	就学前教育課
子育て相談体制の充実	・保育園、幼稚園、学校、子育て支援センター、すこやかセンター（子育て包括支援センター）、教育支援室などで、プライバシー保護に留意しつつ、各分野の連携による相談体制を充実します。 ・子どもの未来づくりネットワーク連絡協議会を開催し、市内の相談支援体制の連携を深めるとともに、就学前園に保育カウンセラーを派遣して子育て支援の充実を図ります。 ・スクールカウンセラーの活用、教育サポートセンターとの連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 社会教育課
保健・福祉・教育・その他機関との連携	・各機関で個別に実施されている様々な子育て相談事業の連携強化を図るため、ネットワークづくりを進め、それぞれの役割をもって問題の早期発見、早期解決に努めます。 ・関係者による定期的なケース検討会などを設け、フォロー体制の充実を図ります。 ・「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、子ども・若者の不登校・引きこもり対策に取り組めます。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 福祉政策課
民生委員・児童委員・主任児童委員	・生活や子どものことでの悩み・困りごとの相談をしています。主任児童委員は、児童福祉に関する事柄を専門的に担当し、民生委員・児童委員と連携して活動します。	福祉政策課
教育相談などの充実	・いじめや不登校などに対応するため、学校における相談体制を充実します。 ・各校においては、生活アンケートの実施や教育相談週間の設定等により、いじめの早期発見や児童生徒の心の課題を早期に把握する取り組みを推進しながら、生徒指導主事や教育相談担当者を中心に、様々な問題に対応します。	学校教育課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

◆主な取り組みと担当課◆		
子育て支援センターの機能の充実(再掲)	・日中家庭内で子どもをみている保護者が、子育てに関する悩みを気軽に相談できる拠点として様々な活動を推進します。 ・地域におけるコミュニケーションづくりの拠点としての機能を充実させ、一時預かり、子育て相談・園庭開放・出前講座・機関誌の発行などを行います。	就学前教育課
関係機関の連携	・庁内関係部署と連携し、子育てに関する情報を共有しながら、子育てに関係する各機関・部署が、それぞれの機能や役割を充実するとともに、連携の強化に努めます。	就学前教育課
子育て教室などの開催	・保育従事者などの指導のもとに園庭開放や子育て教室、子育て講座などを開催し、親同士のネットワークづくりをサポートします。 ・幼児クラブの会長研修会や母親クラブなどの実施において、各園の実情に応じて幼稚園の空き部屋を貸し出すなど情報交換の場の提供に努めます。	就学前教育課 社会教育課
サークル活動の支援	・出前保育などにおいて、手遊び・親子体操を紹介するなど、親子が集い、遊ぶことができるサークル活動を支援するとともに、自主的なサークル運営に向けてのアドバイス等による支援を行います。	就学前教育課 社会教育課
サークルの交流	・サークル同士のネットワークづくりのため、交流の場所を提供し、各幼児クラブでの親子のふれあいの機会を促進します。	就学前教育課 社会教育課
幼児クラブの活動支援	・幼児クラブでは、同年代の子どもを育てる保護者同士で情報の共有や交流ができるよう、また未就学児同士で楽しく遊ぶことができるよう、合同運動会等を開催します。 ・活動を通して、子ども同士・親同士の関わりを深めていけるよう支援していきます。	社会教育課
ふれあい交流の推進	・保育園、幼稚園、小学校の行事に地域の方の参加を呼びかけ、幼児、児童との交流を図り、地域と一体になった子育てや、ふれあい交流を推進します。 ・各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化を行うことにより、地域の力を学校に取り入れ、出前授業や読み聞かせ等の交流活動を行っています。 ・一部中学校の体験学習の一環として、乳幼児とのふれあいの場を提供し、心の教育の充実を図ります。	就学前教育課 学校教育課
園庭開放	・保育園や幼稚園を地域に開放し、就園前の親子が誰でも参加できる園庭開放の内容を充実します。 ・保護者への相談体制を充実します。 ・地域活動の場の一つとして、保育園、幼稚園、小学校、中学校体育施設等を各園の実情に応じて地域に積極的に解放します。 ・各保育園、幼稚園での園庭開放を実施し、地域の未就園児とその保護者への子育て支援に努めます。	就学前教育課 学校教育課
学校と地域との連携	・各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化を行い、学校、地域、家庭が一体となって、ともに子どもたちを育てていくための学校地域づくりを進めます。 ・各小学校で、地域との連携の推進に向けて、総合的な学習の時間等のゲストティーチャーや学校支援ボランティアを中心に地域の力を学校に取り入れ、出前授業や読み聞かせ等の交流活動により、地域の貴重な人的資源の活用を図ります。	学校教育課 社会教育課

6. きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加しています。児童虐待の防止に向けた体制の強化が求められており、本市においても関係機関が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。また、ひとり親家庭等への相談対応や経済的な支援に引き続き取り組むとともに、障害のある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、特別支援教育の充実や環境整備を推進します。

国民生活基礎調査によると、平成27年の子どもの貧困率は13.9%となっており、子どもの貧困が社会問題となっています。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境の整備や教育環境の機会均等を図ります。

(1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
「子どもの権利に関する条約」の理念の啓発	・ポスターの掲示やホームページの掲載等により、「子どもの権利に関する条約」の理念について、住民に対する意識の啓発を行います。 ・子どもたちと直接かかわる関係職員に一層の理解を促し、社会全体で子どもの権利擁護を推進します。	就学前教育課
障害のある子どもの権利擁護	・全ての子どもたちの人権が大切にされるよう、積極的な支援に取り組めます。 ・一人ひとりの障害ある子どもの特性を理解し、より良い関わり・環境を整えるよう職員への障害児保育研修を実施します。	就学前教育課 学校教育課 福祉政策課
人権意識の高揚	・命を大切にすることを培い、自分の権利だけでなく、他人の人権を尊重する気持ちを養うよう、各種研修の実施や啓発に努めます。 ・心の教育を重視して、様々な人とふれあう機会を設け、命の尊さや人権の大切さを学習し、人権意識の高揚を図ります。	就学前教育課 社会教育課
児童虐待の早期発見と支援	・親子手帳の発行時の面接や乳児家庭全戸訪問を通じ、虐待の早期発見と予防に努めます。 ・幼稚園教諭・保育士、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、民生委員・児童委員、福祉委員、その他児童の福祉に職務上関係のある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、児童虐待の早期発見に努めます。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 福祉政策課
要保護児童対策地域協議会の取り組み	・福祉政策課・就学前教育課・健康増進課・教育委員会が連携し、必要に応じケース検討会を開催し、乳幼児健診での早期発見や保育園、幼稚園、小学校、中学校等を通して見守りを行い児童相談所への送致等を実施します。	就学前教育課 福祉政策課 健康増進課 学校教育課
保護者の孤立の予防	・子育て期の保護者に、親子グループや子育てサークル、園庭開放に関する情報を提供し、仲間づくりを促進して子育て支援の充実を図ります。	就学前教育課 健康増進課

◆主な取り組みと担当課◆		
相談支援体制の充実	・子育てに関する保育園・幼稚園での相談対応、保育カウンセラーの園への派遣、すこやかセンター、教育サポートセンター等の相談支援体制を強化し、保護者の育児上の悩みや不安の解消を図ります。 ・電話での育児相談や訪問で相談体制を強化していきます。 ・子育てや生活に関する相談全般からより専門的な相談対応を行う「玉野市子ども家庭総合支援拠点(仮称)」を設置する。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 福祉政策課
児童虐待ハイリスク家庭の発見と予防	・特定妊婦のフォローや乳幼児健診等で児童虐待ハイリスク家庭の支援を早期に実施します。 ・幼稚園・保育園及び学校等、関係機関との連携により、家庭への援助と子どもの発達を支援します。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 福祉政策課

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

◆主な取り組みと担当課◆		
児童扶養手当(再掲)	・父又は母がいない家庭または、父又は母が重度の障害の状態にある家庭で、お子さんを養育している母又は父及び養育者を対象に、手当を支給します。	福祉政策課
ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭を支援するために、児童扶養手当や奨学金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付などの国や県の支援制度を紹介し、ひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。	福祉政策課
母子・父子自立支援員	・母子・父子自立支援員は、主にひとり親家庭の様々な悩みごとや母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の相談に対応し、問題解決を支援します。	福祉政策課
ひとり親家庭等の医療費の助成	・ひとり親家庭の親及びその児童などを対象に、保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で助成します。	福祉政策課

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
特別支援教育の充実	・園を訪問し、特別支援教育に関する専門の指導・助言を行います。また、4歳児巡回事業の実施により支援を必要とする児童の早期発見・早期対応に努めます。 ・研修を定期的に取り入れ、障害のある子どもの理解の向上を図ります。 ・障害のある子どもについて、「玉野市特別支援教育ネットワーク連絡協議会」を中心として各機関が連携して適切な対応に努めます。	就学前教育課 学校教育課 健康増進課
障害のある子どもへの支援	・障害のある子どもの早期療育ができるように援助するとともに、保護者同士が親睦を図れるよう支援します。 ・障害のある子どもが地域との交流がもてるよう支援します。 ・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び地域の保健師や関係機関が連携し、発達障害等の早期発見と適切な支援の継続に取り組み、障害のある子どもの社会的自立を目指します。市内の支援者等で特別支援教育サポートチームを編成し、園訪問や学校訪問を実施します。	就学前教育課 健康増進課 学校教育課 福祉政策課

◆主な取り組みと担当課◆		
障害のある子どもに対する助成	・日常生活において常時介護を必要とするような状態の児童に対して、障害児福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 ・日常生活用具や補装具購入に際しては、所得により差額分を市が助成します。 ・身体障害者手帳の交付を受けた方及び知的障害にある 20 歳未満の障害のある子どもを扶養している保護者に児童福祉年金を支給しています。	福祉政策課
特別児童扶養手当	・障害のある子ども(20 歳未満)を家庭で養育している保護者を対象に手当を支給します。	福祉政策課

(4) 子どもの貧困対策の推進【NEW】

◆主な取り組みと担当課◆		
生活困窮者に対する相談支援	・生活困窮者の自立と暮らしの安定に向けて、相談対応や必要な支援プランの作成等を実施します。	福祉政策課
子どもの貧困対策に向けた検討と対策の実施	・保育や教育、関係機関が子どもの貧困に係る保護者や児童の現状を共有し、教育の支援や生活不安の解消に向けた必要な支援策を検討・実施します。	就学前教育課 学校教育課 健康増進課 福祉政策課

(5) 外国につながる幼児への支援【NEW】

◆主な取り組みと担当課◆		
円滑なコミュニケーションのための配慮や支援	・外国語での説明表記や市内小中学校等を中心とした翻訳機の導入により、幼いころに外国で育った日本人の子どもや外国人を親に持つ家庭などに対する配慮や支援を行います。	就学前教育課 学校教育課

7. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

防災・防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、安全・安心確保のため、地域住民の自主活動等を支援し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。

また、児童生徒たちが心身ともに健全な生活を送れるよう、学校や家庭における相談体制の充実や生活環境の改善を図っていきます。

(1) 子どもの安全・安心の確保

◆主な取り組みと担当課◆		
危険箇所の点検	・道路、用水路などにおいて、普段のパトロールや安全点検を通して、日常的に危険箇所の把握に努めるとともに必要に応じて防護柵、区画線、反射鏡などの安全対策を講ずることにより子どもの事故を防止します。 ・水場を危険箇所に、遊泳禁止立札を設置し、安全対策を行います。 ・日ごろから子どもの視点を意識した道路や公園施設の安全点検を実施することにより、安全なまちづくりを推進します。	土木課 社会教育課 都市計画課
交通安全の推進	・交通事故の原因となるような要因を排除し、子どもたちが安全に通行できるよう整備に努めます。 ・警察、母の会、交通安全協会、交通警察協助員などの関係機関と連携し、子どもたちや一般ドライバーに対して交通安全教育の徹底を図ります。 ・市内の小学生を対象にバスの乗り方教室を実施し、幼い頃から公共交通に触れる機会を提供することにより、子どもたちの交通マナーや交通安全意識の向上を図ります。 ・多様な媒体を活用した広報活動をはじめ、各種会議、会合、講習会等を活用した啓発に努め、市民の交通安全意識の高揚と実践を図ります。	総務課
防災対策の推進	・保育園・認定こども園・幼稚園では、子どもに配慮した防災対策を推進します。また、災害時の避難訓練、連絡網の整備など、防災対策を強化します。 ・市内の各保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校においては、年間の避難訓練計画を作成し、火災、地震、不審者に対する避難訓練等を実施します。 ・自主防災組織の設置を促進します。 ・防災マップの作成を促進します。	就学前教育課 学校教育課 危機管理課

◆主な取り組みと担当課◆		
防犯対策の充実	・犯罪の多様化・凶悪化が進む現在、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、不審者訓練や防犯教室の実施等を通じて子どもたち自身の意識の向上を図ります。 ・保護者等への防犯意識の啓発を行います。 ・警察等関係機関と連携し、防犯対策の充実に努めます。 ・各校で防犯教室や薬物乱用防止教室を実施するほか、教育委員会でも保護者に対して見守り活動を依頼するチラシ等の啓発を行います。 ・市内の各校園や、警察等から不審者情報が入り次第、その内容を検討し、必要な場合には、市内全校園に、不審者情報をFAXにて周知し、子どもへの指導と共に保護者にも知らせます。 ・「不審者情報メールマガジン」により市内で発生した不審者事案について広く周知を図ります。	総務課 学校教育課
有害環境の浄化	・育成センター職員と指導員とで各学区内のコンビニ等児童生徒が立ち寄りそうな場所での状況確認や協力要請を行います。 ・児童の心身の健全育成を図るため、青少年育成センターを中心に、有害図書や有害ビラ、DVDなどの排除に努め、環境浄化活動を促進していきます。 ・関係機関との連携のもと、相談事業や啓発活動をより強化し、青少年の非行防止に努めます。 ・「青少年を守る店」の普及など青少年に悪影響を及ぼす社会環境の浄化及び啓発活動を推進します。	社会教育課
児童の健全育成	・商店街や公園などの街頭指導、年末年始などの特別補導、青少年健全育成指導員による地区補導を実施し、子どもの健全育成に努めます。 ・青少年育成センターで、機関誌「みちびき」「広報たまの」を活用するとともに、保護者等を対象に校園やPTA研修会等を主体とした育成講演会を開催することで、健全育成の啓発を実施します。	社会教育課
玉野市青少年健全育成指導員	・青少年の健全育成・非行防止のために、地域内の補導と情報の収集・連絡、環境浄化などに協力しています。	社会教育課
子どもへの相談支援体制の充実	・いじめや不登校など、子どもをめぐる問題に対応するため、小中高등학교全校へのスクールカウンセラー等の相談支援体制の強化充実を図り、子どもの悩みや不安を子どもの立場に立って受け止め、問題の早期発見、早期解決に努めます。 ・市内の教育相談担当教員やスクールカウンセラーが参加する「子どもの未来づくりネットワーク連絡協議会」を開催して教育相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課
子どもに関する問題に悩む親への支援	・子どもの不登園、不登校、いじめの被害のために悩んでいる保護者に対し、不安を受け止め、解決をともに探るために、カウンセリングなどの相談支援体制を充実させます。 ・スクールカウンセラーの全校配置、教育サポートセンター教育支援室の教育カウンセラーによる相談実施等により、教育相談体制を整え、保護者等の支援に取り組みます。	就学前教育課 学校教育課

(2) 快適な生活環境の整備

◆ 主な取り組みと担当課 ◆		
公園等の整備	・老朽化した遊具等を取り替えるなど、子どもたちに安全・安心な魅力のある遊び場となるよう、児童公園の整備を推進します。 ・誰もが利用する公園の整備を推進します。 ・公園の衛生管理を推進するとともに、ペットの糞やタバコの吸殻の始末、ごみの不法投棄に対する注意喚起など、子どもたちが清潔な環境で安全に遊べるよう、利用者のモラルの向上を図ります。	都市計画課
児童遊園地の整備	・健全な遊びの中で、子どもの健康を増進するとともに、自主性、社会性・創造性を高め情操を豊かにする場所として、児童遊園地を整備しています。遊具の修繕等を行い、健全な遊び場を提供することにより、健やかな成長を促進します。	都市計画課

【基本目標４】 子どもの生きる力の育成

８．子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域のボランティア指導者や協力者など、地域で活動する人材や団体との連携を強化し、多様な世代の人や子ども同士の交流の機会を提供するとともに、親子が気軽に福祉活動や体験活動等に参加できる機会づくりを充実します。また、文化活動やスポーツ活動を促進し、子どもの健全な育成を図ります。

また、読書を通じて親子の絆を深めるとともに、読書に親しむ生活習慣の形成を図るため、図書館活動等を通じて、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけをつくります。

（１）多様な体験・ふれあいの機会づくり

◆主な取り組みと担当課◆		
地域子ども楽級の推進	・地域のボランティア指導者や協力者のもとで、子どもたちが自主的に参加し、遊びやものづくり、体験学習、世代間交流などを行います。	社会教育課
子ども会の活性化	・それぞれの地区で組織されている子ども会の活動を支援していきます。今後はジュニアリーダーの育成にも力を入れていきます。	社会教育課
優れた芸術文化に接する機会の提供	・子どもたちに劇や音楽など優れた芸術文化の鑑賞機会の創出を図るため、玉野市トップアーティスト招へい事業の活用を促進します。	社会教育課
福祉教育の推進	・保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校における様々な活動の中で、人との関わりを経験し、人へのいたわりの気持ちが育つように福祉教育の実践を推進します。	就学前教育課
ふれあい交流の推進 (再掲)	・保育園、幼稚園、小学校の行事に地域の方の参加を呼びかけ、幼児、児童との交流を図り、地域と一体になった子育てや、ふれあい交流を推進します。 ・各校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール化を行うことにより、地域の力を学校に取り入れ、出前授業や読み聞かせ等の交流活動を行っています。 ・一部中学校の体験学習の一環として、乳幼児とのふれあいの場を提供し、心の教育の充実を図ります。	就学前教育課 学校教育課
障害のある子どもとの交流の促進	・障害のある子どもの特性などに十分配慮しながら、交流の場の設定や交流授業などインクルーシブ教育を実践し、共生の心を育みます。また、周囲の児童生徒への指導を充実し、共生社会の実現に向けて計画的に取り組めます。 ・人権教育を推進し、障害に対する理解を育みます。	就学前教育課 学校教育課
ボランティアの発掘	・各校において、地域の方々にボランティアとして、教科や総合的な学習の時間にゲストティーチャーとして参加してもらい、地域の文化、高齢者の生活体験などを子どもたちに伝承します。 ・職場体験、自然体験活動などを支える指導者やボランティアの発掘に努めます。	社会教育課

◆主な取り組みと担当課◆		
親子のふれあいの促進	・地区での親子のつどいや、親子交流会などを開催し、親子の愛情と信頼を深めるとともに、明るく暖かな家庭づくりを支援します。 ・地域子育て支援センターで実施している行事や各園の園庭開放などを通じて、親子のふれあいを推進します。 ・事業推進にあたっては、働いている保護者の参加が得られやすい祝日や日曜日に開催するとともに、事業内容にも工夫し、多数の親子の参加を図ります。	就学前教育課 健康増進課

(2) 健全育成の推進

◆主な取り組みと担当課◆		
図書館活動の充実	・「としょかんまつり」「おはなしのひろば」「おはなしどんどんランド」等の行事を開催し、読み聞かせなどを通してほんの楽しさを伝えます。 ・活字離れしている子どもたちが、本に親しむために毎月テーマ別の本の展示を行い、読書習慣の推進を図ります。 ・幼稚園に絵本の搬送を行い、読書の環境作りを行います。 ・ブックスタート事業を通して親子による情操教育を支援します。 ・読書ボランティアの会「絵本だいすきたまの」の支援と充実を図ります。	社会教育課
図書・備品の充実	・生涯学習の拠点となる市民センターや図書館等の蔵書、コンピューターなど施設・備品の充実を図ります。	社会教育課
児童館活動の充実	・児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブなど地域組織活動の育成助長を図っています。今後も、児童等に様々な体験の機会を提供し、自主性、社会性、創造性を高める活動を行います。 ・乳幼児親子対象のふれあいの場や子どもボランティア育成事業及び年長児童来館促進事業の充実を図ります。	社会教育課
スポーツ活動の推進	・子どもたちがそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しむことができるよう、総合スポーツクラブの育成を図り、関係機関との連携のもとにスポーツ活動を推進します。	社会教育課
スポーツ交流活動の推進	・各種スポーツ教室やスポーツ団体の活動を拡充し、大会などを通じて交流活動を推進します。	社会教育課
スポーツ施設の充実	・体育・スポーツ施設の充実を図り、各種スポーツの振興を図ります。	社会教育課
玉野市スポーツ少年団の支援	・子どもたちの体力の増進を図るとともに、スポーツを通じて社会のルールなどを学ばせるため、スポーツ少年団活動を積極的に支援していきます。	社会教育課

9. 教育環境の充実

子どもが個性を発揮し、伸び伸びとゆとりある生活を送れるよう、幼児期からのきめ細かな教育の推進とともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

子どものころから喫煙や薬物等の害について学ぶなど健康教育の充実を図るとともに、赤ちゃんとのふれあい体験学習や道徳授業、人権授業を通じて、いのちや人権の大切さの認識を図るなど、次代の親の育成に向けた教育を推進します。

(1) 幼児教育環境の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
幼児教育の充実・振興	- 市内の保育園、幼稚園、認定こども園に研究指定園を設定し、市内全園が同じテーマで研究に取り組み、その成果や内容を情報交換して、教育力の向上に努めます。 - 幼稚園保育園の統廃合や認定こども園については、再編計画に基づき、進めていきます。	就学前教育課 学校教育課
預かり保育の実施の検討	保護者のニーズに応じて、他の子どもの学校行事参加等による預かり保育を実施します。	就学前教育課
幼稚園・保育園・認定こども園との連携強化	- 近隣の幼稚園や保育園、認定こども園との交流を推進し、幼児が共に育ちあう保育の充実に努めます。 - 職員同士の共通研修の機会を充実します。	就学前教育課 学校教育課

(2) 学校教育環境の充実

◆主な取り組みと担当課◆		
性・命に関わる学習機会の充実	- 幼児・児童・生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、男女が平等な異性観を持ち行動できるように、指導の充実に努めます。また、性的マイノリティなどに対する適切な理解をはじめとする、社会の多様な価値観への対応力を醸成するよう指導の充実を図ります。 - 道徳授業や人権教育の充実、学校での体験活動の活性化を図り、命の大切さを理解する教育活動の推進を図ります。	健康増進課 学校教育課
次世代の親の育成	- 命の大切さや健康な妊娠、出産、育児の喜び・大変さ等について学ぶために、小・中学生・高校生を対象に「異世代間のふれあい交流」や「赤ちゃんふれあい体験学習」を実施します。 - 健康教育や情報教育、食育等を教育課程に位置づけ、子育てで必要な知識や態度の育成を図ります。	健康増進課 学校教育課
スクールカウンセリングの実施	子どもたちの心の悩みを解決し、心身ともに健やかな児童生徒の育成を図るために、市内全ての小・中・高等学校にスクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課
子どもの健康づくり事業	- 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解するため、喫煙、薬物乱用防止、エイズ教育に関する健康教育を推進します。 - 愛育委員と連携を図り、児童生徒に対し、普及啓発を行います。	健康増進課 学校教育課

◆主な取り組みと担当課◆		
地域に開かれた学校づくり	・地域と連携した学校運営を進めるため学校運営協議会設置によるコミュニティスクール化を行っています。今後は開かれた教育課程の実現や地域とともにある学校づくりを進めます。	学校教育課
職業体験事業	・市内の全中学校において、自分を見つめ直し、将来について考え、望ましい就労意欲を育むため、チャレンジワークとして職場体験活動を実施します。今後も本市の教育施策の柱であるキャリア教育を推進します。	学校教育課
適応指導教室運営事業「わかば教室」	・心理的・情緒的な原因等による不登校児童生徒に対して相談及び集団活動に参加する指導を通して、学校生活への復帰を支援します。	学校教育課

第6章 子育て支援施設・事業の整備方針

【1】子ども・子育て支援新制度の概要

1. 制度の目的

平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現が求められています。

2. 施設や事業等について

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

給付には、「(1) 施設型給付^{注1}」と「(2) 地域型保育給付^{注2}」、「(3) 施設等利用給付」のほか、「(4) 児童手当」があります。

給付	地域子ども・子育て支援事業
(1)施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。) (2)地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応) (3)施設等利用給付 ・新制度未移行幼稚園、特別支援学校、幼稚園の預かり保育事業、認可外保育施設等 (4)児童手当	■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業が規定されました。(これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。)
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所(現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。) ・新制度へ移行しない私立の幼稚園(事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます。)	

注1: 県が認可して市町村が確認をします。

注2: 市町村が認可します。

(1) 施設型給付、(2) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付することになります（子ども・子育て支援法第19条）。

(1) 施設型給付の種類

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。

認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内容	児童年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、全ての子どもが教育・保育と一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

(2) 地域型保育給付の種類

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障害・疾患など)や、保育等の施設が無い地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビーシッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けた子ども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

これは、施設型給付や地域型保育給付を受けている場合のほか、利用調整によりこれらの給付対象外の施設をやむなく利用している場合も、無償化の恩恵を受けることができるようにするための給付です。

3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。以下の13の事業が法定されます。

	事業名	内容	本市の実施状況
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	● 通常の保育時間(11時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。	実施中
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	● 仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	実施中
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	● 「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間(原則7日間)預かる事業です。 ● 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。	未実施
4	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	● 公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。	実施中
5	一時預かり事業	● 保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。	実施中
6	病児保育事業	● 病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。	実施中

	事業名	内容	本市の実施状況
7	ファミリー・サポート・センター事業	● 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。	実施中
8	乳児家庭全戸訪問事業	● 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。	実施中
9	妊婦健康診査	● 妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。	実施中
10	養育支援訪問事業	● 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 ● 「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。	実施中
11	利用者支援事業	● 子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。	実施中
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	● 世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。	未実施
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	● 事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業です。	未実施

4. 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。

(1) 新制度における認定区分

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由 ^注 に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所	8～11 時間
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所	8～11 時間

注：次表参照

(2) 保育を必要とする事由について

1. 保育を必要とする事由	・就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む) ・妊娠・出産 ・保護者の疾病、障害 ・同居または長期入院している親族の介護・看護(常時) ・災害復旧 ・継続的な求職活動(起業準備を含む) ・就学(職業訓練校等における職業訓練含む) ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要であると認められること ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 ※同居の親族等が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合あり
2. 保育の必要量	上記のうち、「就労」を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。 a. 「保育標準時間」利用→フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間) b. 「保育短時間」利用→パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)
3. 優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

【2】教育・保育提供区域の考え方

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、地理的な条件や人口、交通事情や社会的な条件、保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込量やその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが求められています。

2. 区域設定の考え方

区域については、一般的には小学校区単位、中学校区単位、合併前の旧市町村単位、市町村単位（市町村全域を1つの区域として設定する）などが検討されます。

3. 本市における区域設定の考え方

区域設定にあたって、本市の状況は、前計画時と大きく変わらず、次のような状況のため、前計画と同様に、市域全体を1つのサービス提供区域として設定し、事業量の調整を図ることとします。

- ・本市では、隣接する複数の地域を1つの保育所でカバーしている地域があること。
- ・実際に既存の保育所・幼稚園等に通園している児童は、比較的広範囲から通園している状況がみられること。
- ・地域によっては、対象児童の人口が少なく、施設利用の見込量が非常に少ない地域がみられたこと。
- ・地域間の実態差（ある地域ではニーズ量そのものが少ない、ある地域ではニーズ量が多いが既存施設でカバー可能など）については、市域をできるだけ広範囲にとらえて需給調整を図る必要があること。

教育・保育提供区域設定 = 『玉野市域全体』

【3】 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、各年度に必要な支援事業の「量の見込み（以下「見込量」と表記）」を算出し、それに対応できる提供体制の確保が求められています。見込量の算出にあたっては、国が定めた統一方式に基づく算出及び各事業のこれまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出しています。

なお、64 ページ及び 65 ページに総括表を記載しており、各項目の詳細な内容については、66 ページ以降に記載しています。

1. 教育・保育事業の実績値及び見込量（総括表）

単位(人)									
	認定区分	実績		見込み	見込量				
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園及び認定こども園 (3歳以上)		370	377	348	377	361	342	334	327
幼稚園及び認定こども園 (3歳以上教育希望)	1号	370	377	332	310	297	281	275	269
幼稚園及び認定こども園 (要保育3歳以上教育希望)	2号	-	-	16	67	64	61	59	58
保育所及び認定こども園 (3歳以上保育希望)	2号	752	769	785	799	757	711	690	671
保育所及び認定こども園 ＋地域型保育(0～2歳児)		536	519	500	494	500	494	485	478
保育所及び認定こども園 ＋地域型保育(0歳児)	3号	98	101	84	99	99	98	97	96
保育所及び認定こども園 ＋地域型保育(1～2歳児)	3号	438	418	416	395	401	396	388	382
施設利用者合計①		1,658	1,665	1,633	1,670	1,618	1,547	1,509	1,476
0～5歳人口②		2,403	2,341	2,219	2,163	2,076	1,970	1,904	1,844
在宅子育て人数(②－①)		745	676	586	493	458	423	395	368

※各数値は年度末時点の実績値または見込値

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績値及び見込量（総括表）

事業名	単位	実績		見込み	見込量				
		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 時間外保育事業 (延長保育)(0～5歳)	人	541	586	534	560	582	587	595	600
2 放課後児童クラブ(低学年)	人	455	481	474	499	518	529	526	506
	人	151	142	180	228	218	216	215	217
3 子育て短期支援事業 (ショートステイ)(0～5歳)	人	0	0	0	0	0	0	0	0
4 子育て支援センター事業	人	18,697	20,008	15,096	15,144	14,736	14,172	13,620	13,128
5 一時預かり事業※ ¹ (1号認定預かり保育)(3～5歳)	人	336	244	106	122	119	115	113	111
	人	-	-	180	209	205	198	195	191
	人	5,090	4,904	5,149	5,611	5,389	5,124	4,950	4,792
6 病児保育事業※ ² (0歳～低学年)	人	217	236	257	253	253	252	251	249
7 ファミリー・サポート・センター	人	623	594	650	571	548	527	509	492
8 乳児家庭全戸訪問事業※ ³	件	356	317	315	314	300	290	280	270
9 妊婦健康診査	人	4,173	3,924	4,900	4,578	4,424	4,284	4,102	3,920
10 養育支援訪問事業	件	384	433	450	450	450	450	450	450
11 利用者支援事業	か所	-	1	2	2	2	2	2	2

※1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

※2 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

※3 見込量は0歳児の推計人口

【4】提供体制の確保の内容等

1. 幼児期の学校教育・保育の見込量と提供体制

各事業の、これまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出した、各年度に必要な支援事業の見込量に対応できる提供体制の確保については、次の通り設定しました。

(1) 幼稚園・認定こども園のニーズ（3歳以上）

認定区分	対象者	利用サービス
1号認定	・子どもが満3歳以上で、専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	・子どもが満3歳以上で、共働き ^注 であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	・幼稚園 ・認定こども園

注：ひとり親家庭を含む（以下同様）

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

令和2年度の必要利用定員総数（見込量）377人に対する確保方策（定員）は428人と、必要量を十分に確保できる見込みです。また、令和3年度以降においては、見込量は多少変動しながらも、減少傾向で推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量は確保できる見通しです。

◆見込量と確保方策◆

単位(人)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	幼稚園及び認定こども園	377	361	342	334	327
	幼稚園及び認定こども園 (1号認定)	310	297	281	275	269
	幼稚園及び認定こども園 (2号認定)	67	64	61	59	58
確保方策② (提供量)	幼稚園及び認定こども園	428	428	428	428	428
過不足②－①		51	67	86	94	101

(2) 保育所・認定こども園のニーズ（3歳以上）

認定区分	対象者	利用サービス
2号認定	・子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	・保育所 ・認定こども園

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に従って算出しています。対象者において、「幼稚園」の利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を、推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策】

令和2年度の必要利用定員総数（見込量）は799人です。これに対し、保育所及び認定こども園の定員（3歳以上）は800人と、必要量を確保できる見込みです。また、令和3年度においては、見込量は多少変動しながらも減少傾向で推移することが想定されていますが、ある程度ニーズが増加する場合でも、必要量は確保できる見通しです。

◆見込量と確保方策◆

単位(人)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	保育所及び認定こども園	799	757	711	690	671
確保方策② (提供量)	保育所及び認定こども園	800	800	800	800	800
過不足②－①		1	43	89	110	129

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ（0～2歳児）

認定区分	対象者	利用サービス
3号認定	・子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

令和2年度の必要利用定員総数（見込量）は、0歳児で99人、1～2歳児は395人です。
これらのニーズに対し、保育所・認定こども園の定員は0歳で100人、1～2歳児で420人となっています。

◆見込量と確保方策◆

<0歳児>

単位(人)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	保育所及び認定こども園 ＋地域型保育	99	99	98	97	96
確保方策 (提供量)	保育所及び認定こども園	100	100	100	100	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計②	100	100	100	100	100
過不足②－①		1	1	2	3	4

<1～2歳児>

単位(人)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	保育所及び認定こども園 ＋地域型保育	395	401	396	388	382
確保方策 (提供量)	保育所及び認定こども園	420	420	420	420	420
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	合計②	420	420	420	420	420
過不足②－①		25	19	24	32	38

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と提供体制

(1) 対象事業

地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援法による 13 事業のうち、次に掲げる事業について提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

	事業名	計画期間における実施予定
1	時間外保育事業(延長保育事業)	・実施
2	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	・実施
3	子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)	・実施
4	一時預かり事業(一時保育事業)	・実施
5	病児保育事業	・実施
6	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	・実施
7	乳児家庭全戸訪問事業	・実施
8	妊婦健康診査	・実施
9	養育支援訪問事業	・実施
10	利用者支援事業	・実施

なお、以下の 3 つの事業については、提供体制についての本市の方針を示しています。

	事業名	計画期間における実施予定
11	子育て短期支援事業(ショートステイ)	・予定無し
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・予定無し
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・予定無し

(2) 提供体制の確保の内容及びその時期

①時間外保育事業（延長保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

本市の場合、6園で19時まで実施しています（広域入所含む）。今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

単位(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	560	582	587	595	600
確保方策(提供量)②	560	582	587	595	600
過不足②－①	0	0	0	0	0

②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

学校、家庭、地域の協力のもとに、小学校1～6年生までの児童のうち、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、授業終了後及び長期休暇期間に、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全な育成を図ります。

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

本市では、市内の小学校に通学する児童を対象に、全14小学校区で実施しています。

国においては「新・放課後子ども総合プラン」により、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を進める方向性が示されていることから、今後、本市においても検討していきます。

<低学年>

単位(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	499	518	529	526	506
確保方策(提供量)②	530	530	530	530	530
過不足②－①	31	12	1	4	24

<高学年>

単位(人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	228	218	216	215	217
確保方策(提供量)②	230	230	230	230	230
過不足②－①	2	12	14	15	13

③子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。親子の遊び場、交流の場として提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成支援、また、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に従って算出しています。全ての家庭類型の0～2歳を対象に、地域子育て支援拠点事業を利用している人、利用していないが今後利用したい人の割合に、月当たり平均利用（利用希望）回数を乗じて、その結果を推計児童数に乗じて算出します。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。また、施設間の連携やその周知を図り、利用の促進に努めます。

単位(人回／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量	15,144	14,736	14,172	13,620	13,128
実施か所数	3	3	3	3	3
確保方策(提供量)	15,144	14,736	14,172	13,620	13,128

④一時預かり事業（一時保育事業）

冠婚葬祭・出産・仕事・病気・疲れ・看護・介護等で子どもの世話ができなくなった時、あらかじめ登録した上で、月 13 日以内で、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園在園児については、「幼稚園在園児を対象とした預かり保育」により、それ以外に対しては、「保育所における一時預かり」により実施します。

【見込量の考え方】

（1号認定による不定期利用）

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

（2号認定による定期利用）

見込量は、国の統一方式により、共働き家庭やひとり親家庭の3～5歳を対象として、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり保育に該当する人×利用意向日数（日）で算出した上で、その結果に対し、本市のこれまでの実績値等を踏まえて補正を行いました。

（保育所等における一時預かり）

見込量は、国の統一方式により、全ての家庭類型の0～5歳を対象として、一時預かり保育を不定期に「利用したい」と回答した人×利用意向日数（日）の結果に、推計児童数を乗じて算出します。

【確保方策】

幼稚園在園児については、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

単位(人日／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園 在園児対象	見込量①	331	324	313	308	302
	1号認定の見込量	122	119	115	113	111
	2号認定の見込量	209	205	198	195	191
	確保方策(提供量)②	331	324	313	308	302
過不足②－①		0	0	0	0	0

幼稚園在園児以外の保育所の一時預かり保育事業についても、今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。

単位(人日／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保育所における 一時預かり	見込量①	5,611	5,389	5,124	4,950	4,792
	確保方策(提供量)②	5,611	5,389	5,124	4,950	4,792
過不足②－①		0	0	0	0	0

⑤病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

現在、本市では、玉野市民病院において実施（平成 31 年 4 月現在）していますが、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人日／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	253	253	252	251	249
確保方策(提供量)②	260	260	260	260	260
病児保育事業	260	260	260	260	260
ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
過不足②－①	7	7	8	9	11

⑥ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

現在、本市では、児童館において実施（平成 31 年 4 月現在）していますが、放課後の居場所のみでなく、就学前児童を含めた幅広いニーズに対応できる事業です。今後も、会員の確保と利用促進を図りながら、継続して実施します。

単位(人日／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量①	571	548	527	509	492
確保方策(提供量)②	700	700	700	700	700
過不足②－①	129	152	173	191	208

⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

【見込量の考え方】

見込量は、0歳児の推計人口より算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量		314	300	290	280	270
確保方策 (提供量)	実施体制(人／年)	13	13	13	13	13
	実施機関	玉野市				
	実施機関(委託団体)	—				

⑧妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量(人)		4,578	4,424	4,284	4,102	3,920
	健診回数(回／年)	14	14	14	14	14
確保方策 (提供量)	実施場所	医療機関				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	通年				

⑨養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【見込量の考え方】

見込量は、本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
見込量		450	450	450	450	450
確保方策 (提供量)	実施体制(人／年)	16	16	16	16	16
	実施機関	玉野市				
	実施機関(委託団体)	—				

⑩利用者支援事業

児童またはその保護者の身近な場所で、子育て支援施設や事業などを円滑に利用してもらうため、様々な情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。利用者支援事業の主な内容として、「利用者支援」と「地域連携」の2つがあります。

本市では、平成30年4月から母子保健型を、令和元年5月から基本型を開始し、子育て家庭への寄り添う支援の強化に努めています。

単位(か所)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施か所数	2	2	2	2	2

(3) その他の事業について

⑪子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本市では、現在実施していませんが、今後、ニーズの動向を見極めながら検討していく予定です。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も本市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

⑬本制度への多様な主体の参入を促進する事業

子育て支援施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

本市では、現行の子育て支援施設において提供が可能な体制となっています。将来的に民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、民間事業者参入に関する情報交換や情報収集を行っていきます。

第7章 計画の推進にあたって

1. 関係機関等との連携

本市の子育て支援施設（幼稚園、保育所、認定こども園）においては、より一層、質の高い教育・保育サービスの提供を目指します。地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップします。そのため、庁内の各関係部署間の連携を強化するとともに、関係機関や関連団体、県、近隣市町村とも連携・協力体制の構築を目指し、適切な計画の推進を図ります。

また、スムーズな就学移行を目指すことも必要であることから、子育て支援施設と小学校との連携を、さらに深めるための取り組みを検討し、子どもの成長の切れ目ない支援と環境づくりを進めます。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画 (PLAN) → 実行 (DO) → 点検・評価 (CHECK) → 改善 (ACTION) に基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

また、部署間の連携や調整をこれまで以上に強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

3. 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力のみならず、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子育て支援は、保育所・幼稚園や認定こども園、学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想と言えます。市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪の拡大に努めます。

資料編

【1】玉野市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、玉野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 玉野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園・幼稚園保護者代表
- (3) 子育て関係団体代表
- (4) 事業主代表
- (5) 労働者代表
- (6) 行政関係者

2 前項第1号から第6号までの委員の数は、11人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、就学前教育課において行う。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第54号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【2】玉野市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	ノートルダム清心女子大学名誉教授 三宅医院心理臨床室課長	清板 芳子
学識経験者	玉野市保育協議会会長	三木 紀子
学識経験者	玉野市立幼稚園長会会長	三鍋 直美
保育園・幼稚園保護者代表	銚立認定こども園（元）ももたろうクラブ会長	宮本 由美子
保育園・幼稚園保護者代表	田井幼稚園PTA会長・学校評議員	脇 京子
子育て関係団体代表	玉野市民生委員・児童委員協議会会長	平木 由美
子育て関係団体代表	八浜幼児クラブ会長	菅谷 沙矢香
事業主代表	株式会社トンボ 勤労課課長	尾崎 信重
労働者代表	玉野地区労働者福祉協議会事務局長	八木 俊樹
行政関係者	玉野市教育委員会教育長	石川 雅史

第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年（2020年）3月

発 行：玉野市教育委員会就学前教育課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

TEL：0863-32-5573 FAX：0863-32-1329
